

全国と比較した関西農業の特徴(ビジョンの補足)

京都府立大学 宮崎 猛

①関西の中心軸に大都市圏が連なり、農産物の大消費地と生産地が近く、多様な農産物を生産(大半の府県は、大幅な農産物の純移入県)。

②平地農業地域(全体の10%弱)が少なく、都市的地域(45%)と中山間農業地域(45%)にほぼ二分される。(都市と中山間農山村とが近接し、都市農村交流が盛ん→組織型交流の先進地)。

③農業構造改革の方向性(規模拡大による低コスト化 vs.高付加価値化・ブランド化)

大規模農業法人(個人)や集落営農、参入企業の大規模経営は両方向を同時に志向。関西ではもともと経営規模が零細ゆえに、集落営農や個人農家でも集約経営による高付加価値化・ブランド化志向が強い→関西で一般的な方向は、環境保全型農業・6次産業化・都市農村交流の三点セットを同時に推進する農産物の高付加価値化・ブランド化

④政策(農業・農村)対象としての集落~旧村

(1)末端の農村インフラの維持管理主体としての集落・農家組合。

(2)多面的機能への直接支払交付金(中山間地域直接支払、農地・水・環境保全対策)も多くは集落を単位に支給。

(3)人・農地プラン(担い手育成、規模拡大のための計画づくり)も集落~旧村の範域で策定。

(4)農村政策(6次産業化、都市農村交流など)のための村づくり活動も集落~旧村の範域で推進。

(5)大規模経営(土地利用型)の展開方向でも、近畿は集落営農を重視。

⑤府県・市町村独自の政策内容

(1)都市農業分野

(2)環境保全型農業分野

(3)伝統野菜ブランド化分野

(4)中山間地域対策分野

(5)都市農村交流分野

(6)農村コミュニティビジネス分野

以上の特徴は、全国の画一的な国の農業政策とは違う関西広域エリアの独自政策の重要性を示唆している。

警察制度を通じた論点

〔現状〕

- 国と地方の役割分担：
 - 警察行政機関として、国に国家公安委員会と警察庁を置き、都道府県に都道府県公安委員会と都道府県警察を置いている。国は主に企画立案や調整事務を担い、都道府県は国民に対する法執行事務を担っている。
- 国の関与：
 - 国内の治安水準を均一に保つため、他の政策分野に比して国の強い関与がある。具体的には、警察庁長官の指揮監督、地方警務官の任免、国庫支弁金・補助金による財政支援、都道府県警察の組織、定員基準などがある。
- ガバナンス：
 - 警察行政には、政治的中立性と民主的運営の確保が特に求められるが、そのための仕組みとして国・地方ともに公安委員会が設置されている。

〔道州制導入に係る論点〕

- 現行制度の枠組みをそのまま継承し、単に都道府県警察を道州警察に「合併」するのか。
 - ◆ 広域的な事案への対応等において、より効率的な警察運営が可能になるのではないか。
- 道州導入に伴い、現行の警察制度に変更を加えるのか。
 - ◆ 警察制度も道州制の導入にあわせて、より分権的なあり方を求めるべきではないか。

〔道州制の導入に伴い、警察制度をどのように変えるのか〕

1 国と地方の役割分担

- ① 国民に対する法執行事務を、国（テロ、組織犯罪への対処等）・道州（市町村の区域を越える犯罪）・市町村（住民に身近な防犯、補導、駐車違反の取り締まり等）に機能分解するのか。
 - ◆ サイバーテロ等国際的・広域的な捜査を必要とする事案が増えており、国が一元的に執行した方が効率的な事務があるのではないか。
 - ◆ 地域の防犯や交通規制など地域住民のニーズに、より機動的な対応が可能になるのではないか。
 - ◆ 警察各部の有機的な連携や人員の総合的な運用を阻害するのではないか。現実には国や地方がそれぞれ要員やその訓練、装備、留置施設などを確保することは困難ではないか。

- ◆ 具体的な事案において、所管の判別が難しいことや捜査権限の競合により、初動や連携、情報共有などに支障をきたすのではないか。
- ② 国民に対する法執行事務を含め、国が一元的に全ての警察事務を担うか。
- ◆ 将来の人口減少や都市部への人口集中を考慮すると、国に警察機能を集約するほうが効率的ではないか。
 - ◆ 地域住民の意思を反映した民主的運営が困難になるのではないか。
 - ◆ 戦前の政党政治のような警察力の政治利用につながるのではないか。
- ③ テロ、組織犯罪への対処など国が一元的に対応する事案以外は、市町村に警察事務を集約するか。
- ◆ 地域住民のニーズにより迅速に対応することが可能になるのではないか。
 - ◆ かつて存在した市町村自治体警察の問題点（広域対応、財政負担、人事管理等）や、国との連携や情報共有などの課題にどのように対応していくのか。
 - ◆ 市町村の財政力によって、治安維持能力に格差が生じるのではないか。そもそも小規模市町村では、警察事務そのものを担うことが困難ではないか。
- ④ 国民に対する法執行事務は道州警察が担いつつ、市町村にも警察官として権限行使できる職員を配置するか。
- ◆ 道州警察の事務執行を補充するため、市町村が地域のニーズに応じ補充的に一部の事務を処理できるようにしてはどうか。
 - ◆ 産業廃棄物行政などにおいて、警察官の派遣・出向の形ですでに実例があるが、これを拡充すればよいのではないか。
 - ◆ 道州警察との連携、情報共有などの課題に対応する仕組みが要るのではないか。

2 国の関与

- ① 警察庁長官の指揮監督権限は見直し、助言・勧告等のより緩やかな関与とすべきではないか。
- ◆ 騒乱や航空機のハイジャックなど国の公安に係る事案については、国の指揮監督を残すとしても、警察教養の内容や通信施設の統一などは、より緩やかな関与でも目的は達成できるのではないか。
 - ◆ 強制捜査の着手時期や国際共助要請への対応など、全国で斉一かつ迅速な対応を求められるものがあり、国のより強い関与（指揮監督）なしでは、国民の生命・身体等の保護が図れないのではないか。
- ② 地方警務官制度は縮小、もしくは廃止すべきではないか。
- ◆ 地方警務官制度は、以下の4つの理由でその必要性が説明されているが、国の指揮監督や公安委員会による監視で代替できないか。

- (1) 各都道府県の利害にとらわれない、国家的視野に立った公正かつ円滑な事務処理の確保
 - (2) 人事管理の適正（人材の水準確保）と警察の機能水準の確保
 - (3) 人事管理の停滞の防止（警察行政の中立性と人事の公平性の確保）
 - (4) （首席監察官の）警察本部長からの相対的独立性の維持
 - 地方警務官の任免権は国家公安委員会に属し、警察庁長官の指揮監督権とは直接リンクしていないので、その代償（補完）として現行制度を維持する必要があるか。
 - 現状でも地方警務官の多くは、地方公務員として採用されたものが昇任によって任命されており、その範囲を縮小することができるのではないか。
- ③ 国庫支弁金は見直し、国庫負担金または補助金に切り替えるべきではないか。
- 通信施設や装備の全国斉一な整備は、国庫負担金や補助金でも確保することは可能であり、道州議会のチェックの及ばない国庫支弁金制度は廃止し、国庫負担金等に切り替えるべきではないか。
 - 通信施設や装備の整備について、地方に一次的な判断権がある場合、その整備状況にバラつきが出る可能性は大きく、国益や道州を越える事案に全国斉一な対処ができなくなる恐れはないか。
- ④ 定員、階級構成、組織基準は見直し、地方の裁量に委ねるべきではないか。
- 道州の自主組織権を尊重し、国は一定の標準や指針を示すにとどめ、全国的な見地から特定の道州の定員、組織編制が不適切な場合は、事後的な是正を求めればよいのではないか。
 - 特定の道州の区域内だけで組織の最適化を図ると、全国的な事案に対する効率的かつ迅速な対応に支障を来す恐れがあり、ナショナルミニマムとして、定員基準などを設ける必要があるのか。
 - 仮にナショナルミニマムを理由に、現行制度を維持するのであれば、地方交付税による措置ではなく、国庫負担金などを通じ、国が全額財源を保障する仕組みとすべきではないか。

3 ガバナンス

- ① 現行の公安委員会制度を前提に、警察行政の中立性の確保を図るべきではないか。
- 警察については、強力な執行力を有する組織であり、その政治的中立性を確保するために、現行のような合議制の機関の管理下に置くことが望ましいのではないか。
- ② 委員の常勤化など公安委員会の機能強化を検討すべきではないか。
- 道州制の導入に伴い、次のような事が検討されるべきではないか。
 - (1) 北海道では面積が広大であるため、4つの方面本部とその下にも公

安委員会を置いているが、各道州でも同様の措置が必要か。

- (2) 公安委員会の機能を強化を図るため、委員の常勤化を検討すべきではないか。
- (3) 政令指定都市を含む道府県では、公安委員会の構成に政令市の住民の意思を特別に反映する仕組みを設けているが、同様の制度を継続する必要があるか。

<参考> 末井誠史「道州制下における警察制度に関する論点」、レファレンス 2009年1月号、国立国会図書館。

警察制度の概説

I 現行の警察制度の概要

1 警察庁長官の指揮監督

- 警察庁長官は、警察庁の所掌事務（警察法5条2項各号に掲げる事務*）について、都道府県警察を「指揮監督」する（同法16条2項）。また管区警察局長もその所掌事務について、警察庁長官の命を受け、府県警察を指揮監督する。

*【警察法5条2項各号に掲げる事務】

- 1 警察に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 2 警察に関する国の予算に関すること。
- 3 警察に関する国の政策の評価に関すること。
- 4 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。
 - イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案
 - ロ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案
 - ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案
- 5 第71条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- 6 次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案（以下「広域組織犯罪等」という。）に対処するための警察の態勢に関すること。
 - イ 全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案
 - ロ 国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案
- 7 全国的な幹線道路における交通の規制に関すること。
- 8 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析並びに関係機関に対する提供に関すること。
- 9 国際刑事警察機構、外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関すること。
- 10 国際捜査共助に関すること。
- 11 国際緊急援助活動に関すること。
- 12 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 13 「債権管理回収業に関する特別措置法」の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。
- 14 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。
- 15 皇宮警察に関すること。

- 16 警察教養施設の維持管理その他警察教養に関すること。
 - 17 警察通信施設の維持管理その他警察通信に関すること。
 - 18 犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の解析その他情報技術の解析に関すること。
 - 19 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関すること。
 - 20 犯罪統計に関すること。
 - 21 警察装備に関すること。
 - 22 警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること。
 - 23 前号に掲げるもののほか、警察行政に関する調整に関すること。
 - 24 前各号に掲げる事務を遂行するために必要な監察に関すること。
 - 25 前各号に掲げるもののほか、他の法律(これに基づく命令を含む。)の規定に基づき警察庁の権限に属させられた事務
- 都道府県の警察事務は自治事務であるが、全国斉一に治安を維持するため、例外的に国(警察庁長官)の指揮監督が認められている。それがどの程度のものであるかについては、事務の内容・性格によって異なるとされている。但し、個々の犯罪捜査の指揮は含まれていないとの国会答弁がある。
 - 上記警察法5条2項23号に、警察庁の所掌事務として「警察行政に関する調整に関すること」が含まれているため、都道府県警察が処理する全ての事務に国の指揮監督は及ぶ。
 - この警察庁長官による指揮監督のほかに、内閣総理大臣が緊急事態の布告を行ったときに、警察庁長官(管区警察局長)が行う都道府県警察本部長への命令、指揮がある(同法73条)。

2 地方警務官制度

- 都道府県警察職員のうち警視正以上の階級にある警察官を国家公務員とし、国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て任免する制度。
- 同制度の必要性については、次の4つの事由が挙げられている。
 - ① 一面において国家的性格を有する警察事務が、都道府県の利害のみにとらわれることなく、国家的な視野に立って公正・円滑に遂行される必要がある。
 - ② 都道府県警察の最高幹部については、全国的見地からひろく人材を求め、人事管理の適正化や機能水準の保持向上を図る必要がある。
 - ③ 最高幹部の適正な人事交流により、人事管理の停滞を防止する。
(地縁・血縁等のないものを最高幹部とし、警察行政の中立性や人事の公平性を担保する)
 - ④ 首席監察官は地方警務官とし、(監察の対象となり得る)本部長からの相対的独立性を確保する。

3 国庫支弁金制度

- 国家的な活動及び広域的な活動に要する経費を都道府県に負担させることは適当ではなく、国の責任を果たし、国家的・全国的な必要を満たして、都道府県警察の活動が滞ることのないよう国が（全額）支弁する制度。
- 警察法 37 条に対象となる経費*が定められている。国庫が支弁する経費は都道府県の予算には含まれず、国において調達して配布するか、国の会計担当官となっている各警察本部長等がその経費を支出する。

【* 警察法 37 条に定める国庫支弁対象経費】

- 1 警視正以上の階級にある警察官の俸給その他の給与、地方公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費
 - 2 警察教養施設の維持管理及び警察学校における教育訓練に要する経費
 - 3 警察通信施設の維持管理その他警察通信に要する経費
 - 4 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費
 - 5 犯罪統計に要する経費
 - 6 警察用車両及び船舶並びに警備装備品の整備に要する経費
 - 7 警衛及び警備に要する経費
 - 8 国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費
 - 9 武力攻撃事態等における対処措置及び緊急対処事態における緊急対処措置並びに国の機関と共同して行うこれらの措置についての訓練に要する経費
 - 10 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に要する経費
 - 11 警察法第 21 条第 20 号に規定する給付金(オウム真理教犯罪被害者給付金)に関する事務の処理に要する経費
- 上記のほか都道府県が自ら支弁する経費のうち、警察職員の俸給その他の給与、警察官の被服費その他警察職員の設置に伴い必要となるもの以外のもの（警察職員の待機宿舍の設置に必要な経費を含む。）については、国庫補助の対象となる。但し、機動隊員の超過勤務手当等について例外あり。
 - 国庫補助金は、当該都道府県の警察官数、警察署数、犯罪の発生件数その他の事項を基準として所要額を算出し、原則、その 10 分の 5 が補助される。

4 組織基準

- 都道府県警察本部の内部組織を定める条例は、政令に定める基準に従わなければならない（警察法 47 条 4 項）。現行基準（警察法施行令 4 条 1 項・別表 1）では、①警務部、②生活安全部、③刑事部、④交通部、⑤警備部の 5 部の名称と所掌事務を定めているが、人口や犯罪発生状況により編成等の変更が可能である。
- 基準を設ける理由として、都道府県警察間の連携を円滑にすること、警察庁による指揮監督及び調整に機動性・迅速性を与えることなどが示されている。
- 各都道府県警察が設ける警察署についても、その名称、位置及び管轄区域について基準がある（警察法 53 条 4 項）。

5 定員基準

- 地方警察職員の定員（警察官については、階級別定員を含む。）は、条例で定めるが、このうち警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない（警察法57条2項）。
- この基準は、治安水準を全国的に均衡のとれたものとして維持するための最低基準と解されている。

また、階級別に定員基準を設ける理由については、指揮運用能力と執行力に関わる階級構成比を統制し、能力水準の全国均一性の維持に求められている。

- 条例定数が政令基準を上回るとは違法ではないが、普通交付税に係る基準財政需要額の測定単位の算定基礎数値となっていることから、現実には大幅な増員は難しくなっている。

6 公安委員会

- 警察の政治的中立性の確保及び民主的運営の保障のため、内閣総理大臣（都道府県知事）の所轄の下に、警察の第三者的管理機関として公安委員会を置いている。

【政治的中立性の確保】

- ・ 公安委員の身分保障による独立した職権の行使
- ・ 公安委員会の委員の任命について、国会の両議院（都道府県議会）の同意
- ・ 委員の任命及び罷免について、委員の3人又は2人以上の同一政党への所属を禁止
- ・ 委員の政党その他政治団体の役員への就任、積極的な政治運動の禁止
- ・ 国家公安委員長（国務大臣）には議事の表決権を与えず、可否同数の際の裁決権のみを付与

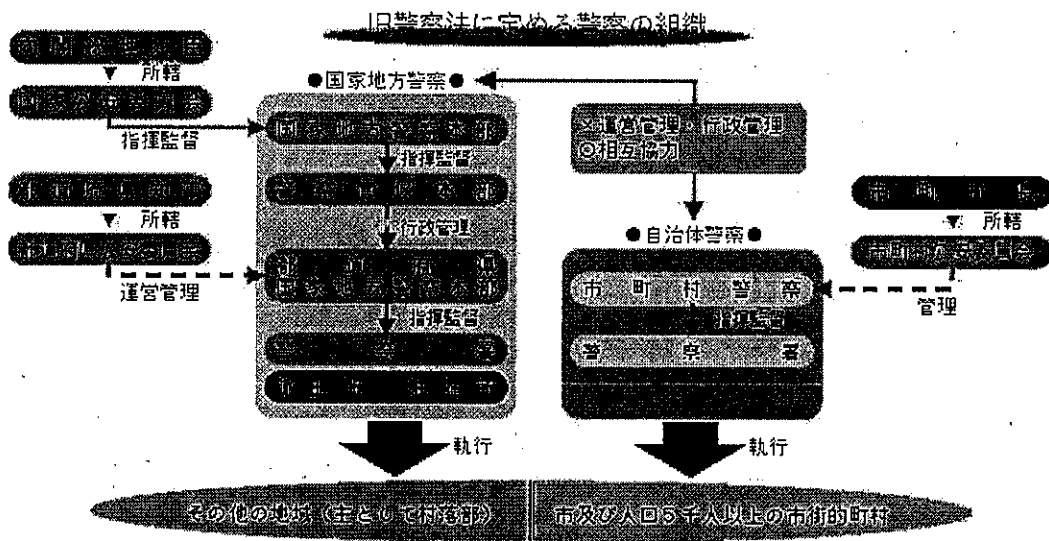
【民主的運営の保障】

- ・ 選挙で選出された内閣総理大臣（都道府県知事）による国会（議会）の同意を経た委員の任命
- ・ 警察庁長官（都道府県警察本部長）は、公安委員会の管理に服せしめる
- ・ 国家公安委員会の警察庁長官の任免権
- ・ 都道府県公安委員会による都道府県警察本部長の懲戒または罷免に関する国家公安委員会への勧告
- ・ 警察または検察の職務を行う職業公務員の前歴をもつ者の委員就任の制限
- ・ 公安委員会による個別的又は具体的事項にわたる監察の指示と点検
- ・ 警察職員の職務執行に対する苦情の申出の受理
- ・ 委員の任期と再任の制限 など

＜参考＞ 衆議院「道州制下における警察制に関する論点」、レファレンス 2009年1月号、国立国会図書館。
警察庁提出「地方分権改革推進会議ヒアリング資料」、平成13（2001）年11月6日。

II 市町村自治体警察の変遷

- 旧警察法（昭和22年～同29年）下では、国家警察制度の弊害を改め警察の地方分権を進めるため、市町村自治体警察と国家地方警察が併存する制度が採用されていた。
 - ◆ 全ての市及び人口5,000人以上の町村は自ら警察を維持（市町村自治体警察）。その他の地域（主に村落部）は国の機関である国家地方警察の管轄とする。
 - ◆ 市町村警察は、国家非常事態の場合を除いて国家地方警察の指揮監督を受けず、国家地方警察の都道府県本部は、都道府県知事の所轄の下に置かれる都道府県公安委員会がその運営を管理した。



- 旧警察法下の制度には、以下のような問題点が指摘されている。
 - ① 警察組織の細分化：

旧警察法施行時点で1,605もの自治体警察が置かれ、警察活動の単位が細分化された結果、集团的犯罪や広域犯罪等に対して、効率的・効果的な対応が困難となった。

組織の小規模化に伴う人事の硬直化や能力低下、腐敗などの指摘もある。
 - ② 財政負担：

小規模な自治体を中心に重い財政負担となった。一方で国家地方警察の管轄下では警察経費は全額国庫負担となり、均衡を失う事態となった。

また組織の細分化による施設、人員等の重複が不経済をもたらしていた。
 - ③ 事務の性格：

警察事務は、国家的性格と地方的性格を併有するものであるにも関わらず、単なる地理的区分により、国または地方のいずれかの性格に偏った組織に分担されることとなった。

国家的性格の強い事務を処理する警視庁に国の関与や財政負担がなく、地

方的な性格の事務を処理することが多い村落部の警察が国の予算に維持され、地方議会の監督が及ばないという矛盾のある分担となっていた。

- 旧警察法は、施行後7年間で8回にわたり改正されたが、根本的な問題を是正できず、全部改正に至っている。その背景にはさらに次のような事情がある。

- ① 警察事務の返上：

昭和26年に自治体警察の任意廃止制度（住民投票によってその町村の自治体警察を廃止することができる）の導入によって、警察事務を返上する自治体が続発した。

*旧警察法の全部改正の直前には市町村自治体警察の数は約1/4（402）になっている。

- ② 治安の悪化：

殺人、強盗等の凶悪犯罪が頻発するとともに、社会不安等を背景とした大規模な集団暴力事件などが相次いで発生したことが、警察制度やその機構の改正に国民の関心を集めることとなった。

⇒ 昭和27（1952）年4月の独立回復を機に、警察制度の抜本改正に着手。昭和29年6月に警察法の全部改正法案が可決・成立。現行制度の枠組みが整った。

<参考> 『平成16年 警察白書』警察庁提出「地方分権改組推進会議アリソン資料」、平成13年11月6日ほか。

Ⅲ 戦前の政党政治と警察人事への介入

- 戦前、政党勢力の伸長とともに、自由任用の対象であった勅任官（警視總監、内務省警保局長など）には選挙干渉などを目的とした恣意的な任用が見られたが、都道府県知事や末端の警察官を含む地方官はその弊害が多かった。
- 文官任用令の改正（明治32年）や文官分限令、文官懲戒令により官吏には身分保障が与えられるとともに、任用への成績主義の原則が採用されたが、分限令にある「官庁の都合により必要なときには」官吏を休職処分にできる制度（一定の期間を経れば当然退官となる）が利用され、政党による官吏人事への介入がなされた。
- 政友・民政両党の政党内閣の時代には、内閣の交替に伴い全国を通じて地方官（知事、部長、事務官、警察官）の半数以上が入れ替わるとの状況が指摘されている。政党による地方警察人事への介入の弊害として、次のような例も紹介されている。
 - ・ 某県には村ごとに駐在所が政友会系・民政党系のふたつあり、政権交代ごとに使用する駐在所を変更。政権交代に伴う職員の交替は警察官では特に徹底しており、警察官が反対党内閣に誹首されると、自党政権ができるまで自党有力者に生活支援を受けていた。

<参考> 『平成20年度 人事院年次報告書』。筒井智忠『昭和戦前期の政党政治』pp.272-281、ちくま新書 ほか。

諸外国の警察制度

国と地方の 役割分担	イギリス (インランドの例)	アメリカ	フランス	ドイツ	日本
<p>〔国：内務省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各警察は内務省の所管下にあるが、その国境の指揮命令下にあるわけではない。 ○ 内務省は、警察関連の立法、政策の立案、予算案の作成などの機能を担う。原則、争務官で構成。 <p>〔国：重大組織犯罪対策庁〕</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2006年に国家犯罪情報庁と国家犯罪捜査庁とともに、税関等の法執行部門を統合して設置。 • 薬物や密入国などに係る組織犯罪を捜査。捜査は地方警察と合同で行うことが多い。 <p>〔地方：各警察〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域単位に設置された43の警察(警察本部長)が、警察事象に対応。但し、各警察官の捜査権はイギリス全土に及ぶ。 ○ 警察官が国家公務員か、地方公務員かの区分はない。一級警察官は各警察本部長による任命。 	<p>〔連邦政府：各法執行機関〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 憲法上、連邦政府に付与された州際商業規制、課税、郵便・郵便道路建設などの権限に基づき、それに付随するものとして警察権限を行使。 ○ FBI (連邦捜査局) のほか、DEA (薬物取締局)、ATF (アール・コール・タバコ・銃器・爆発物取締局)、DHS (国土安全保障省) などの機関を設置。 <p>〔地方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 憲法上は、警察権限は原則、各州固有の権限と解される。加えて各州が州内の郡、市町村など地方自治体にも警察権限を付与。 <p>〔そのほか〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設、公共機関ごとに独自の警察組織があり、国内の法執行機関の総数は約2万弱になると言われている。 ○ 各警察・法執行機関は、それぞれ異なる管轄を有する。対等かつ独立した機関であり、原則、権限上の上下関係はない。 	<p>〔国：内務省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内務大臣が国内治安の責に任ずるとともに、その傘下に次の4局(系統)の警察組織を有する。 ① 中央司法警察庁(刑事警察) ② 中央内務情報局(防諜、テロ対策) ③ 中央公共安全局(制圧捜査官による一般的な治安維持など) ④ 中央国際警察局(出入国管理・国境警備など) <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方組織はパリを除き、上記の4局が独自の組織を擁するタワー型。 <p>〔国：国防省・内務省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家憲兵隊が軍隊内の犯罪以外に、国内の治安維持や司法警察、警備などにあたっている。 ○ 一般的に治安維持については、都市部を内務省の国家警察が、地方部を国家憲兵隊が担うとの役割分担があるが、そのほかの区分は明確ではない。 ○ 平時の指揮権は内務大臣に移されたが、身方は軍人のままで、任務によっては国防大臣の指揮を受ける。 <p>〔地方：市町村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯や交通指導など補完的な役割を担う。数名程度の組織構成。 ○ 市町村警察の権限や装備については、法令による規定(枠作り)等あり。 	<p>〔連邦政府〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内務省が警察関係の連邦単位での立法、企画立案、調整などを担うほか、基本法(憲法)により、次の法執行機関をもつ。 ① 連邦警察(国境警備、鉄道警察、航空保安、連邦機関の警備など) ② 連邦刑事庁(情報システムの運営、情報収集・評価、国際犯罪など) ③ 連邦憲法裁判所(種々・極右団体やイスラム原理主義者等の情報収集・分析など) <p>〔州政府〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察に係る事項は州が立法権を有すると考えられており、各州が治安維持に責任を有する最高官庁として内務省を有するとともに、法執行機関として州警察及び憲法擁護機関を有する。 ○ 連邦政府及び州間の調整を図るため、連邦内務大臣と各州内務大臣からなる内務大臣会合を開催。域外捜査などについて行政協定を締結。 	<p>〔国：警察庁〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察行政機関として警察庁が置かれ、警察制度に係る企画立案、国の公安に係る警察運営、犯罪鑑識・通信等の統制、調整などに当たる。 〔地方：各都道府県警察〕 ○ 法執行機関は、別系統の厚生省所屬の総合事務所、法務省入国管理局や、警察庁の付属機関である皇宮警察を除き各都道府県警察に一元化。 	<p>〔国：警察庁〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方警察官について国家公安委員会が任命。 ○ 一定の範囲で警察庁長官の指揮監督を受ける。 ○ 組織・定員について政令基準あり。 ○ 特定の経費について国庫交付金、国庫補助金を支給。 <p>○ 警察の政治的中立性の確保及び民主的運営を保障するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会を設置。(北海道警には方面公安委員会あり)</p>
国の関与	なし	なし	なし	なし	なし
国からの財政措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部長等一定の幹部警察官は、内務大臣の同意に基づき、各警察管理委員会が任命。 ○ 内務大臣が、大綱的目標や実績指標を設定。業務監督を行う。 ○ 各警察管理委員会が税を徴収(広域自治体が固定資産税の一部として代理徴収)。 ○ 歳入補助交付金(RSG、一般交付金)及び特定補助金(警察補助金)による措置あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政委員会が設置される場合や、トップ(文官)が首長により任命される場合などがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連邦内務省及び各州内務省により監督。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 州警察の装備の一部(機動隊)を付与。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察の政治的中立性の確保及び民主的運営を保障するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会を設置。(北海道警には方面公安委員会あり)
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部長等一定の幹部警察官は、内務大臣の同意に基づき、各警察管理委員会が任命。 ○ 内務大臣が、大綱的目標や実績指標を設定。業務監督を行う。 ○ 各警察管理委員会が税を徴収(広域自治体が固定資産税の一部として代理徴収)。 ○ 歳入補助交付金(RSG、一般交付金)及び特定補助金(警察補助金)による措置あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政委員会が設置される場合や、トップ(文官)が首長により任命される場合などがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連邦内務省及び各州内務省により監督。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 州警察の装備の一部(機動隊)を付与。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察の政治的中立性の確保及び民主的運営を保障するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会を設置。(北海道警には方面公安委員会あり)

〈参考〉 安藤忠夫、佐藤英彦編『警察の進路』(2008年、東京法令出版)。財務総合政策研究所編『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況』(2006年)ほか。

税財政制度を通じた論点（案）

I 現状と課題

1. 地方財政の概要

- 地方財政の平成23年度決算は、歳入約100.1兆円、歳出97.0兆円となっている。なお、借入金残高は約200.4兆円と依然と高い水準にある。
- 国と地方における最終支出ベースにおける比率は42:58となっているが、国民が負担する租税収入の配分の比率は55:45と逆転している。両者の間には乖離があり、国から地方へ地方交付税や国庫支出金等を通じた財政資金の移転がなされている。
- 我が国の地方財政制度は、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるように、地方税のほかに、地方財政計画の策定と地方交付税制度、さらには地方債制度を通じて地方財源を保障する仕組みとなっている。

2. 地方交付税制度

- 地方交付税制度には、自治体が行政サービスを行う財源を保障する財源保障機能と、それを通じて自治体間の財政力格差を調整する財政調整機能がある。地方交付税交付金は、いわば国が地方に代わって徴収する地方税（地方の固有財源）であり、地方自治体にとって、地方税と並んで重要な歳入（一般財源）である。

しかし、自治体の財政需要の総額が膨らんでいるにもかかわらず、地方交付税の原資（国税5税の一定割合※）が不足しているため、近年では、国の一般会計からの加算や地方債（臨時財政対策債）の増発によって穴埋めされている。

※所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%

（諸外国との比較）

- アメリカを除く主要国においては、自治体間の財政力格差や財政需要格差を調整するため財政調整制度が設けられている。
 - 日本：国による垂直調整により自治体間の収入格差のみならず需要格差も是正
 - イギリス、フランス：国が税源の大宗を持った上で、基本的に全ての団体を対象にした（不交付団体をつくらないかたちで）国による垂直調整
 - ドイツ・スウェーデン：地方が国と同程度の財源を持った上で、国による垂直調整および自治体間の水平調整
- 諸外国では、財政調整目的で交付される一般交付金の総額は、法律により規定（ドイツ、フランス）、または行政府の政策判断により毎年の額を決定（イギリス、スウェーデン）している。我が国では、法律に規定（国税5税の一定割合）されている一方で、地方財政計

画上の財源不足額を基礎として加算額が決定されてきており、法律と政策判断の両方により決定している。

- ・ 財政調整の手法は、一人当たりの税収等の財政力(歳入面)を考慮する手法(ドイツ、フランス、カナダ)と、行政コスト(需要面)を考慮する手法(イギリス、スウェーデン、日本)に大別できる。

なお、イギリスやスウェーデンでは、自治体間の相対的なコスト差を基準に交付金額を算定しており、日本のように、社会経済情勢の変化に伴い必要となる「標準的な行政水準」が変化すれば各自治体の基準財政需要を増加する仕組みではない。

3. 地方税制度

(地方税の構成等)

- ・ 我が国の地方税の構成は、道府県で所得課税61.1%、消費課税36.5%、資産課税等2.4%、市町村で所得課税42.7%、消費課税5.4%、資産課税等51.9%となっている。(平成23年度決算額)

諸外国の地方税は、資産課税を中心としているイギリス、フランス、アメリカ、カナダと、個人所得課税を中心としているスウェーデン、ドイツとに大きく二分されている。なお、連邦制国家の州税(ドイツ、アメリカ、カナダ)は、個人所得課税に加え消費課税の比重も大きくなっている。

- ・ 我が国の租税制度では、国税と地方税で課税ベースがかなり重複しているのが特徴となっている。諸外国では、中央政府と地方政府での課税ベースの棲み分けが進んでいるが、我が国では課税ベースが重複しているにもかかわらず、ドイツやカナダのような一体徴収は殆どなされていない。

* 我が国では、消費税と地方消費税は国が、個人住民税は市町村が道府県税分を一体徴収している。

- ・ 我が国における地方税の一人当たりの税収額の格差は、最大の東京都と最小の沖縄県との間で2.5倍となっており、税目別では個人住民税で2.9倍、地方法人二税で5.3倍、地方消費税(清算後)で1.8倍、固定資産税で2.3倍の格差がある。(平成23年度決算額)

(税率の設定等)

- ・ 我が国では、国が地方税率について制限税率と標準税率を設定しているが、地方債発行を巡る枠組みや地方交付税制度における基準財政収入額が標準税率をベースに算出されるため、標準税率が事実上の下限として機能している。

こうした仕組みは、過度な地方債の発行を通じて将来の住民や他の地域の住民に税負担を転嫁することを避けるためとされている。また、自治体間の税率引き下げによる租税競争が激化すれば公共サービスの過小化をまねかねないとの指摘もある。

なお、諸外国では、上位政府が法令等で地方税率の下限を設定している国は少なくないが、我が国のように政府による起債制限と財政調整の仕組みにより地方税率に下方硬直性が生じやすくなっている例は、他の主要国には見

当たらない。

- 連邦制国家であるアメリカ、カナダの州は、単一制国家の地方自治体に比べ、広範な課税権が付与されており、州税は州自らが州法により定めている。但し、輸出入税や間接税の禁止など一部に憲法の制限がある。
また、ドイツの州税は連邦法で規定されているが、州税に関する連邦法の制定には州の代表からなる連邦参議院の同意が必要とされている。
- 税率設定権は、ドイツの州を除く全ての国で、主要税目について認められているが、税率は自治体毎に異なる。
特にイギリス、スウェーデンの全ての自治体と、アメリカ、カナダの地方政府の多くは、一般会計の収支を地方税率の調整によって均衡させることが義務付けられており、自治体の歳出水準に応じ、税率は毎年変更される。
ただし、イギリスは国が自治体に対し税率制限を行う権限を有しており、制限を受けた自治体は歳出削減して収支を均衡させる必要がある。また、アメリカやカナダの地方政府も一部の州で州法による税率制限が課されている。

4. 地方債制度

- 地方債の元利償還金は、国において各年度の地方財政計画に計上され、地方交付税制度を通じて償還財源が保障される仕組みとなっている。
- 地方債の発行は、地方分権一括法の施行に伴い平成18年度に「許可制」から「事前協議制」へ移行し、公的資金の借入れや元利償還金の地方財政計画への算入は同意が得られた地方債についてのみ認められている。
なお、国は、毎年度、協議における同意基準及び地方債計画を作成し公表している。
- 国による関与の特例として、赤字団体、実質公債比率の高い団体、標準税率未滿の団体などは許可を受けなければならないことになっている。
なお、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年に施行された。
- 地方財政における借入金残高は、平成25年度末で201兆円と見込まれている。その内訳は、交付税特別会計借入金残高（地方負担分）33兆円、公営企業債残高（普通会計負担分）22兆円、地方債残高145兆円（うち臨時財政対策債45兆円）となっている。減税による減収の補填、景気対策等のための地方債の増発等により、平成3年度から2.9倍、131兆円の増となっている。
- 諸外国では、フランスは事前許可制度、イギリスは中央政府による起債許可制度、連邦制国家であるドイツ、アメリカ、カナダは州政府が市町村等の地方債発行を許可の対象としている。
しかし、これらの国における中央政府や州政府による起債許可の条件には、市町村等が地方税率を一定水準以上に維持することは含まれておらず、我が国のように標準税率制度が地方債制度と連動したかたちにはなっていない。

II 論点

(役割分担・税体系)

- ・ 国、道州、基礎自治体における税財政制度の検討にあっては、財源と権限はセットで考えるべきであり、それぞれの役割と権限に見合った財源を確保できるよう、まずは役割分担を明確にした上で、受益と負担の関係にも着目し、税源配分すべきではないか。
- ・ ナショナルミニマムの確保など国が最終的に責任をもつべき制度については、その財源保障は税源移譲ではなく、国からの負担金・交付金によるべきか。
また、財政の所得再分配機能や景気対策の役割をどこが担うかによって、国・道州・基礎自治体への税目の割り振りが変わりうるのではないか。
- ・ 住民に身近な行政サービスを提供する基礎的自治体や広域行政を担う道州が財政的に自立し必要な財源を確保するために、消費税を地方の基幹税にするなど、偏在性が小さく安定性を備えた税体系の構築が必要ではないか。
- ・ 我が国では、国税・地方税で課税ベースがかなり重複していることから、その再構築の検討とあわせて、地方歳入庁の創設や国税・地方税の一体徴収、特別徴収の推進など国・地方を通じた徴税組織・徴収方法を検討することで、納税者利便の向上とともに、徴税コストの効率化を図るべきではないか。

[参考] 税務職員数(423年)：国税庁 56,293、都道府県 18,170、市町村 53,734

- ・ 国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるか。道州・基礎自治体が自立した自治体となるためには、国、道州、基礎自治体の望ましい税体系(基幹税目)はどのようなものが考えられるか。

(課税自主権)

- ・ 道州、基礎自治体において自主性、自立性を発揮するため、税率設定など課税自主権をどこまで認めるのか。課税自主権を拡大した場合、税制の仕組みが混乱し、国と地方、道州や基礎自治体の間で、租税競争や二重課税の調整など課税権を巡る争いが生じる恐れはないか。また、課税自主権の尊重と公平な財政調整の仕組みのあり方についてどう考えるか。

なお、租税法主義のもとにおいて、地方分権や地方自治の観点から地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するためには、関係法令の抜本的な見直しが必要ではないかとの意見がある。(参考)「神奈川県特別企業税に係る請願判決」(参照)

(財政調整)

- ・ 都市部に税源が偏在している現状を踏まえ、道州間および道州内の財政調整制度はどのようなものにすべきか。

我が国のように一人当たりの税収に大きな地域間格差がある場合は、道州

間の水平的な財政調整制度は、道州間での争いが生じるおそれがあるが、上手く機能するか。

また、道州内の基礎自治体に対する財政調整は、道州による垂直調整または大都市を中心とする水平調整で上手く機能するか。もしくは、国による全国的な財政調整が必要か。

(国債、地方債等)

- 道州、基礎自治体における地方債発行の仕組みはどのようにすべきか。また、現在のような事実上の国の保障がなくても、市場からの安定的な資金調達は果たして可能か。

- 国から道州に、都道府県から市町村に、その事務・権限のほとんど移譲した場合に、1,000兆円(うち国債残高約830兆円)を超える国の債務や都道府県の地方債償還の取扱いはどうするのか。

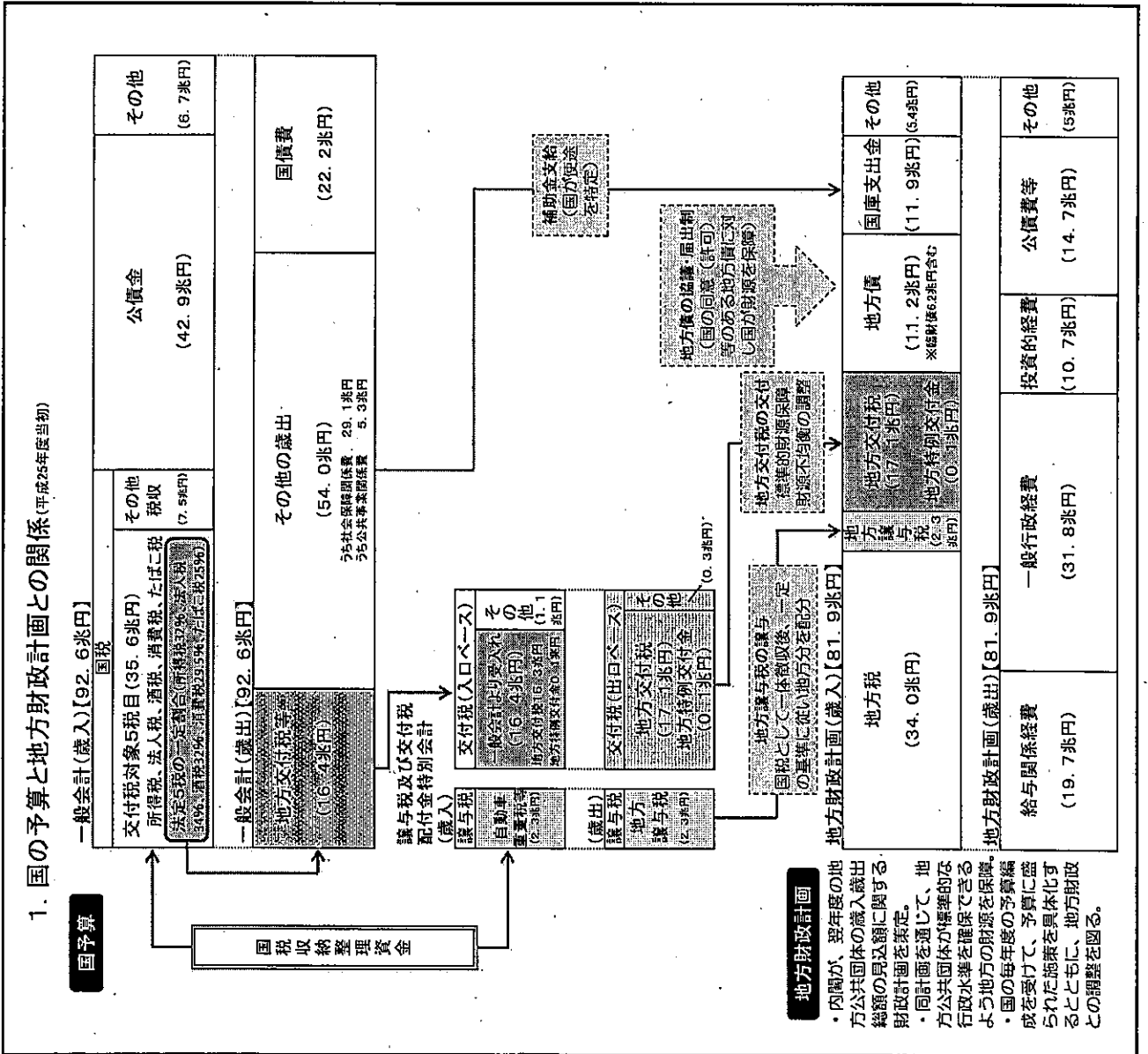
道州が国の資産を買い取り、その債務を償還するとの意見があるが果たして可能か。その場合は、都道府県と市町村においても同様とするのか。

逆に、債権者保護の観点から国が引き続き償還事務を行う場合には、国に安定的な償還財源を残す必要があると思われ、道州への財源移譲が進まないのではないか。

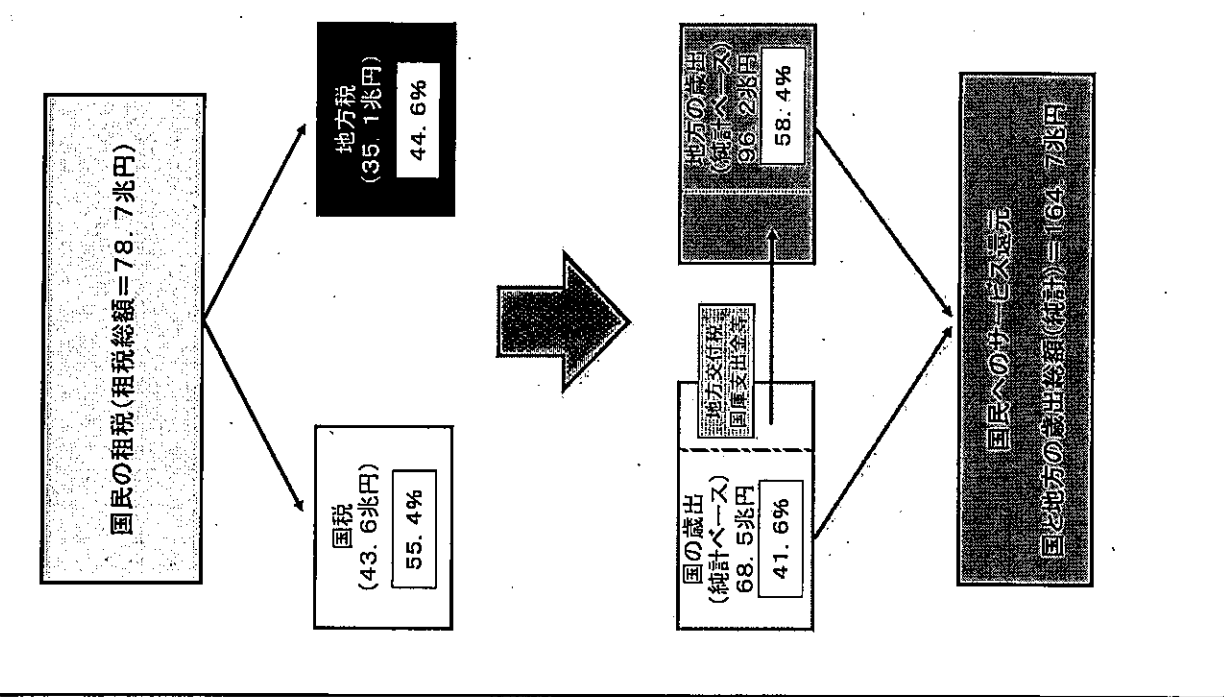
- 国から事務・権限の大幅な移譲に応じて、それに係る特別会計のあり方について見直しが必要ではないか。

地方財政制度の現状

地方財政全体は、地方財政計画において総額として確保される。個別の自治体は、地方税のほかに、地方交付税、地方債を通じて地方財源が保障されている。



2. 国・地方間の財源配分について (平成25年度)



諸外国との税制等の比較

国名	アメリカ	カナダ	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン	日本
財政配分	<p>連邦制国家</p> <p>国税 50.8% 州税 27.5% 地方税 21.6%</p>	<p>連邦制国家</p> <p>国税 44.7% 州税 43.2% 地方税 12.0%</p>	<p>連邦制国家</p> <p>国税 52.3% 州税 34.7% 地方税 13.0%</p>	<p>連邦制国家</p> <p>国税 82.5% 地方税 17.5%※ ※州税含む</p>	<p>連邦制国家</p> <p>国税 93.7% 地方税 6.3%</p>	<p>連邦制国家</p> <p>国税 52.8% 地方税 47.2%</p>	<p>連邦制国家</p> <p>国税 55.0% 地方税 45.0%</p>
地方自治体課税の内の内国古め入の収収の割合	<p>州 43% 地方政府 33%</p>	<p>州 65% 地方政府 42%</p>	<p>州 58% 市町村 32%</p>	<p>39%</p>	<p>72%</p>	<p>35%</p>	
独自の税目創設権	<p>州は州法で規定され、広範な課税権をもつ（一部憲法による規制あり）</p> <p>州法により規定</p>	<p>州法は州法で規定され、広範な課税権をもつ（一部憲法による規制あり）</p> <p>州法により規定</p>	<p>州は連邦法で規定され、州法の規定には州代表からなる連邦参議院の同意が必要</p> <p>州法により規定</p>	<p>地方税は法律で規定</p>	<p>地方税は法律で規定</p>	<p>地方税は法律で規定</p>	
課税自主権	<p>州による税率制限なし</p> <p>州により税率制限の規定あり</p>	<p>州による税率制限なし</p> <p>州により税率制限の規定あり</p>	<p>連邦法で規定、全国一律</p> <p>州による税率制限なし</p>	<p>法定税率なし 一部国が税率制限権を持つ 住民課税による収入が大きいほど交付金も増加</p>	<p>法定税率なし 国による税率制限は原則なし（時限立法等で一時的な増税制限あり）</p>	<p>法定税率あり（野外国に比較して地域間の税率格差が少なくない） 一部税率規定あり 法定税率に満たない税率による課税が生ずる税収は交付金補填対象とならない※国が地方と協議のうえ個別決定（伊野野）</p>	
主な税目	<p>（課税ベースの重複多） 【国税】個人所得税、法人所得税、遺産税、贈与税 【州税】個人所得税、法人所得税、小売売上税、共通売上税、財源税 【地方税】小売売上税、財産税</p>	<p>（課税ベースの重複多） 【国税】個人所得税、法人所得税、遺産税、贈与税 【州税】個人所得税、法人所得税、小売売上税、共通売上税、財源税 【地方税】財産税</p>	<p>（課税ベースの重複多） 【国税】所得税、法人所得税、付加価値税、消費税 【州税】所得税、法人所得税、付加価値税、不動産税、相続税・贈与税 【市町村税】所得税、付加価値税、不動産税</p>	<p>（課税ベースの重複多） 【国税】所得税、法人所得税、付加価値税、消費税 【地方税】自動車税、不動産税、登録税、地価課税、資産税</p>	<p>（課税ベースの重複多） 【国税】所得税、法人所得税、酒税、たばこ税、相続税 【地方税】自動車税、不動産税、登録税、地価課税、資産税</p>	<p>（課税ベースの重複多） 【国税】所得税、法人所得税、酒税、たばこ税、相続税 【地方税】個人住民税、個人事業税、法人住民税、たばこ税、自動車税、雑種引取税、固定資産税</p>	
法人等の有無（国等には一括徴収の有無）	<p>国税・社会保険料について内国輸入が徴収</p>	<p>連邦税、社会保険料、州税について一部の州においては、協定のもとカナダ輸入庁が一体徴収</p>	<p>社会保険料について表済金庫（政府が独自立法した法人）が徴収 所得税、法人税、付加価値税について「共同税」として州が徴収</p>	<p>主要な地方税について国が徴収 個人・個人税が徴収</p>	<p>国税・地方税・社会保険料について国税庁が徴収</p>	<p>地方法人特別税（国税）について都道府県が徴収（後に国が地方へ再配分）</p>	
地方で徴収し得る国等からの国等への課税の項目	<p>州債の発行には連邦の特別な関与なし 地方自治体の発行には州による規制あり</p>	<p>州債の発行には連邦の特別な関与なし 地方自治体の発行には州による規制あり</p>	<p>州債の発行には連邦の特別な関与なし 市町村債の発行には州による規制あり</p>	<p>国による特別な関与なし 以降許可制度は緩和</p>	<p>国による特別な関与なし</p>	<p>国等による規制あり（都道府県債における国の許可・協議・届出） （市町村債における都道府県の許可、協議・届出） 地方自治体へ納入 地方自治体債へ納入 地方自治体債が標準税率に満たない自治体による追徴は国の許可が必要</p>	

日本総研「国税・地方税・社会保険料徴収機関分立の問題と改革試案」（平成18年6月）、「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」（平成18年12月）
<参考> 財務省財務総合政策研究所「地方財政システムの国際比較について」（平成14年6月）

諸外国の財政調整制度

	日本	英国	フランス	ドイツ	スウェーデン
税収の中央・地方比 (実額:中央/地方)	57:43 55兆円/41兆円	94:6 3,205億ポンド/202億ポンド	82:18 3,744億ユーロ/796億ユーロ	51:49 2,324億ユーロ/2,234億ユーロ	55:45 5,090億クロナ/4,198億クロナ
一人当たり税収 (最大/最小)	3.2倍	1.5倍	1.8倍	2.2倍 [5.4倍]	1.4倍
調整額	17.0兆円	349億ポンド	371億ユーロ	26億ユーロ	552億クロナ
対中央政府支出比	21.0%	7.0%	9.2%	0.8%	6.4%
中央政府支出	80.8兆円	5,006億ポンド	4,044億ユーロ	3,247億ユーロ	8,671億クロナ
総額	97.8兆円	5,355億ポンド	4,415億ユーロ	3,273億ユーロ	9,223億クロナ
ルール	国税5税の一定割合	-	物価上昇率 +実質GDP伸率×50%	配分額の積上げ	-
その他	地財計上の財源不足額を 基礎として加算額を決定。	国の策定する公共支出計画 において、中央政府の財政 政策上の要請を踏まえつつ 決定。	-	-	国の予算編成のシーリングの 中で、中央政府の財政上の規 点を動かしつつ決定。
垂直調整制度					
配分方法	[財政力・需要調整] 各自治体ごとに基準財政需 要額と基準財政収入額を計 算し、その差額を配分。	[財政力・需要調整] 各自治体ごとに相対需要額 と相対財源額等を計算し、そ の差額等を配分。	[財政力調整] ①人口、②一人当たり財政 力、③財政努力、等の指標 により配分。	[財政力調整] 一人当たり財政力が全国平 均比99.5%に満たない州 へ、99.5%を下回る部分の 77.5%の交付金を交付。	[財政力調整] 一人当たり課税所得が全国平 均比115%(県110%)を上回る 団体が国へ負担金を交付。
調整額	-	-	-	182億ユーロ	115億クロナ
対地方政府支出比	-	-	4.0%	4.0%	1.7%
地方政府支出	72.9兆円	1,603億ポンド	1,875億ユーロ	4,500億ユーロ	6,617億クロナ
水平調整制度					
配分方法	-	-	-	[財政力調整] ①付加価値税の州取得分の 25%を上限に、一人当たり 州税収が全国平均未満の団 体に優先配分。 ②一人当たり財政力が全国 平均を超過する州の拠出金 により、一人当たり財政力が 全国平均を下回る州へ交付 金を交付。	[財政力調整] 一人当たり課税所得が全国平 均比115%(県110%)を上回る 団体が国へ負担金を提出。 [需要調整] 平均的行政コストを上回る団体 が、平均的行政コストを下回る 団体の負担により交付金を受 領。
GDP(2005) (円換算値)	501兆円	1兆2,245億ポンド (245兆円)	1兆7,100億ユーロ (234兆円)	2兆2,410億ユーロ (307兆円)	2兆6,705億クロナ (39兆円)

(注1) 税収の中央・地方比は、日本以外はOECD Revenue Statistics(2004年の計数)から作成(ドイツの州別税収は税収上地方税として整理。なお、国税として整理した場合の比率は88:12)。日本は2007年度予算ベース。
 (注2) 各団体の一人当たり税収(最大/最小)の値の算定方法は以下の通り(注3)内は比較対象となる団体。
 日本:2005年度(経産省)による比較(都道府県)、英:2006年度(経産省)による比較(都道府県)、スウェーデン:2005年度(経産省)による比較(都道府県)、フランス:2005年度(経産省)による比較(都道府県)、ドイツ:2005年度(経産省)による比較(都道府県)、スウェーデン:2005年度(経産省)による比較(都道府県)
 (注3) 各団体の財政調整額は2005年度の計数。対象とした財政調整制度等は以下による。
 日本(2005年度決算)地方交付税、英(財務省資料)地方交付金、フランス(内務省資料)地方交付金、ドイツ(財務省資料)地方交付金(特別交付金)、スウェーデン(中央政府支出比4.5%)、水平調整額は付加価値税の州間配分額(相対的配分部分)に州間調整交付金額を加えた額。
 スウェーデン(地方交付金)地方交付金(特別交付金)、水平調整額は個人負担金と州間配分額の合計。
 (注4) 中央政府支出及び地方交付金支出はNational Account vol4 2008による一般政府内移転支出を含む2005年度の計数(日本は内閣府1平成17年度国民経済計算概報による2005年度の計数)。
 (注5) 日本の中央政府支出は道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響を除外した値。
 (注6) GDPの円換算値は2005年の列円レート(ポンド:200.17円、ユーロ:136.9円、クロナ:14.753円)による。

<参考> 財務省 財政制度等審議会 海外調査報告書(平成19年6月)

府県・政令市の財政比較(普通会計決算(平成23年度))

	滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		鳥取県		徳島県	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
歳入総額	497,019,184	100.0%	913,365,113	100.0%	2,847,193,057	100.0%	2,160,373,009	100.0%	497,685,944	100.0%	557,351,226	100.0%	358,483,500	100.0%	485,540,011	100.0%
地方税	149,076,058	30.0%	263,236,273	28.8%	970,208,279	34.1%	565,021,137	26.2%	116,885,732	23.5%	84,992,621	15.2%	50,482,621	14.1%	73,344,164	15.1%
国庫交付税	113,164,954	22.8%	173,002,387	18.9%	287,271,924	10.1%	320,680,175	14.8%	150,061,520	30.2%	166,743,250	29.9%	134,967,505	37.6%	150,627,539	31.0%
国庫支出金	59,248,056	11.9%	94,696,173	10.4%	248,636,138	8.7%	209,368,003	9.7%	89,517,758	18.0%	79,205,328	14.2%	57,201,133	16.0%	63,281,701	13.0%
地方債	75,951,236	15.3%	146,635,200	16.1%	388,175,895	13.6%	338,467,423	15.7%	70,321,500	14.1%	83,663,567	15.0%	53,978,106	15.1%	61,429,000	12.7%
その他	99,578,880	20.0%	235,795,080	25.8%	942,900,821	33.1%	726,856,271	33.6%	90,899,434	18.3%	142,756,468	25.6%	61,854,135	17.3%	136,857,607	28.2%
歳出総額	492,200,848	100.0%	906,717,766	100.0%	2,820,265,795	100.0%	2,150,448,460	100.0%	489,237,820	100.0%	545,821,368	100.0%	337,485,541	100.0%	462,398,074	100.0%
義務的経費	257,091,987	52.2%	399,354,032	44.0%	1,213,761,682	43.0%	899,638,630	41.8%	251,016,812	51.3%	236,932,302	43.4%	154,095,777	45.7%	220,065,905	47.6%
人件費	169,237,399	34.4%	283,991,845	31.3%	823,701,194	29.2%	565,938,982	26.3%	159,172,754	32.5%	148,648,570	27.2%	90,398,395	26.6%	117,512,466	25.4%
扶助費	9,188,583	1.9%	13,777,235	1.5%	45,120,309	1.6%	29,585,627	1.4%	14,554,832	3.0%	11,167,957	2.0%	6,544,367	1.9%	13,080,748	2.8%
公債費	78,668,005	16.0%	101,584,952	11.2%	344,940,179	12.2%	304,114,041	14.1%	77,289,226	15.8%	77,115,775	14.1%	57,153,015	16.5%	89,472,691	19.3%
投資的経費	60,477,307	12.3%	99,045,508	10.9%	177,487,942	6.3%	249,938,093	11.6%	67,988,177	13.9%	110,347,029	20.2%	69,708,312	20.7%	67,908,861	14.7%
うち普通建設事業費	60,299,125	12.3%	98,033,464	10.8%	177,309,134	6.3%	234,877,565	10.9%	64,868,748	13.3%	100,861,432	18.5%	67,023,589	19.5%	65,609,698	14.2%
その他の経費	174,631,554	35.5%	408,318,226	45.0%	1,429,016,171	50.7%	1,000,871,737	46.5%	170,232,831	34.8%	198,542,037	36.4%	113,681,452	33.7%	174,423,308	37.7%
実質収支	1,272,551		499,612		12,412,781		731,088		2,441,274		4,271,193		14,905,809		6,764,803	
標準財政規模	311,638,239		510,357,074		1,516,143,929		1,038,680,739		307,324,839		287,189,946		215,762,793		258,999,069	
地方債現在高	1,015,109,391		1,678,143,545		5,409,778,131		4,183,237,817		1,082,496,010		909,317,487		662,608,996		942,342,484	
住民一人当たり 地方債現在高	728		660		623		751		773		893		1,126		1,188	
財政調整基金	9,849,502		20,909		139,155,697		329,306		19,038,457		4,046,824		3,978,536		13,035,160	
減価基金	8,590,848		-		26,135,365		-		33,296,394		17,598,996		26,361,901		2,137,869	
その他特定目的基金	49,984,547		57,880,287		162,304,543		99,331,038		87,529,437		48,455,418		56,467,027		56,301,984	
財源力指数	0.54		0.57		0.72		0.59		0.40		0.31		0.26		0.29	
経常収支比率	93.8		95.4		97.0		99.3		91.7		92.6		88.8		94.2	
実質公債費比率	16.1		14.2		18.4		19.5		11.6		12.4		12.6		21.4	
将来負担比率	229.4		255.6		254.7		351.7		208.3		189.3		123.3		226.5	
人口(人) (H24.3.31現在)	1,394,472		2,542,740		8,679,933		5,572,405		1,401,243		1,018,668		588,715		786,640	
面積(㎡)	3,766,900		4,613,210		1,899,280		8,396,160		3,691,090		4,726,290		3,507,280		4,146,740	
一般職員	4,217		6,116		12,719		10,054		4,093		4,611		3,905		4,246	
警察官	2,238		6,502		21,308		11,474		2,407		2,140		1,217		1,532	
教育公務員	10,753		15,851		48,532		34,309		8,981		8,233		5,351		6,780	
計	17,208		28,469		82,559		55,837		15,481		15,184		10,473		12,558	
県内総生産(名目)(百万円)	6,013,854		9,372,589		36,384,314		18,246,170		3,551,806		3,503,380		1,836,172		2,819,974	
県民 総生産 (H22)	3,269		2,726		2,821		2,687		2,486		2,548		2,260		2,758	
1人当たり県民総生産(千円)																

参考40

<政令市>

	京都市		大阪市		堺市		神戸市	
	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比
歳入総額	765,828,272	100.0%	1,651,156,490	100.0%	354,988,375	100.0%	748,719,154	100.0%
地方税	248,619,923	32.5%	636,066,246	38.5%	132,616,382	37.4%	269,848,203	36.0%
地方交付税	63,993,452	8.4%	54,194,825	3.3%	21,875,162	6.2%	73,743,222	9.8%
国庫支出金	117,648,022	15.4%	344,383,677	20.9%	77,007,628	21.7%	124,295,726	16.6%
都道府県支出金	28,441,205	3.7%	50,302,877	3.1%	15,877,485	4.5%	27,472,799	3.7%
地方債	90,941,787	11.9%	164,084,100	9.9%	58,502,820	16.5%	70,108,000	9.4%
その他	216,183,883	28.2%	401,524,765	24.3%	49,108,898	13.8%	183,251,204	24.5%
歳出総額	759,489,311	100.0%	1,649,897,364	100.0%	351,950,473	100.0%	742,317,803	100.0%
義務的経費	383,302,381	50.5%	975,500,020	59.1%	188,439,475	53.3%	430,120,367	57.9%
人件費	117,988,094	15.5%	241,496,660	14.6%	52,450,988	14.9%	125,222,303	16.9%
扶助費	180,688,105	23.8%	496,849,933	30.1%	104,750,222	29.8%	174,069,197	23.4%
公債費	84,626,182	11.1%	237,153,427	14.4%	31,238,265	8.9%	130,828,867	17.6%
投資的経費	64,763,818	8.5%	90,088,021	5.5%	44,499,642	12.6%	77,810,042	10.5%
うち普通建設事業費	64,392,397	8.5%	90,088,021	5.5%	44,499,642	12.6%	77,810,042	10.5%
その他の経費	311,423,112	41.0%	584,309,323	35.4%	119,011,356	33.8%	234,387,394	31.6%
実収収支	1,448,165		452,595		992,048		2,206,602	
標準財政規模	349,448,352		751,596,404		183,401,846		383,451,953	
地方債現在高	1,220,125,279		2,745,021,486		330,349,598		1,145,033,858	
住民一人当たり 地方債現在高	883		1,079		394		757	
財源調整基金	377,591		-		1,796,800		421,381	
減価基金	2,653,800		54,913,346		2,057,249		24,371,288	
その他特定目的基金	36,304,282		96,491,664		34,237,446		24,534,325	
財政力指数	0.75		0.91		0.83		0.73	
経常収支比率	98.8		99.5		95.5		96.1	
実質公債負担比率	13.7		10.0		4.9		12.1	
将来負担比率	237.2		199.9		52.8		152.6	
人口(人) (H24.3.31現在)	1,382,113		2,943,137		838,675		1,512,109	
面積(km ²)	827.90		223.00		149.99		552.26	
一般職員	10,365		21,949		4,598		10,632	
うち消防職員	1,826		3,385		908		1,453	
教育公務員	733		1,957		311		955	
計	11,098		23,906		4,909		11,587	

参考

市町村(政令市を除く)主要財政指標の府県別平均(※単純平均)

府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債負担比率	将来負担比率
滋賀県	13市 6町	0.76	86.9	12.5	95.8
京都府	14市 11町 31市	0.61	91.7	10.6	97.1
大阪府	10町 28市	0.76	92.5	12.8	110.0
兵庫県	12町 12市	0.65	91.4	13.5	71.5
奈良県	27町 9市	0.53	90.5	13.6	118.8
和歌山県	21町 2市	0.58	93.8	13.7	147.8
鳥取県	4市 15町 8市	0.33	90.6	13.4	84.1
徳島県	16町 1市	0.54	91.5	12.4	91.3
		0.29	88.1	11.5	91.1
		0.53	90.0	17.9	133.9
		0.29	85.2	15.6	74.9
		0.52	88.5	12.2	77.9
		0.36	82.1	9.3	27.4

(注)
 実質収支: 単年度の収入と支出の差額から、翌年度に繰り越すことが決まっている財源を差し引いたもの
 標準財政規模: 標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の規模
 財政力指数: 地方交付税の算定に用いる基準財政需要額(基本的な財政需要)に対する基準財政収入額(基本的な収入)の割合の過去3年間の平均値
 経常収支比率: 人件費や施設維持費などの経常的な経費に、府税、普通交付税などの経常的な収入がどの程度充当されたかを示したものである
 実質公債負担比率: 地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである
 将来負担比率: 地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである
 県内総生産: 国内総生産(GDP)の都道府県別で、企業や個人が年度内に新たに生み出したモノやサービスの価値を金額で表したものである
 県民所得: 県民所得は、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得を合計したものである

府県税の状況(普通会計決算(平成23年度))

(単位:千円・%)

	滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		鳥取県		徳島県	
	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比
普通税	148,998,649	99.9	263,141,004	100.0	970,134,627	100.0	564,957,322	100.0	116,741,538	99.9	84,953,440	100.0	50,462,360	100.0	73,317,625	100.0
法定普通税	148,998,649	99.9	263,141,004	100.0	970,134,627	100.0	564,957,322	100.0	116,741,538	99.9	84,953,440	100.0	50,462,360	100.0	73,317,625	100.0
道府県民税	57,315,313	38.4	104,779,110	39.8	383,372,647	39.5	234,782,868	41.6	53,672,787	45.9	32,340,759	38.1	16,960,083	33.6	26,746,049	36.5
個人均等割	1,193,650	0.8	1,126,596	0.4	3,800,974	0.4	4,514,940	0.8	891,953	0.8	647,389	0.8	412,737	0.8	342,222	0.5
所得割	45,125,880	30.3	84,000,634	31.9	286,873,011	29.6	193,095,733	34.2	45,687,459	39.1	25,584,475	30.1	13,715,343	27.2	19,799,501	27.0
法人均等割	1,612,394	1.1	2,780,460	1.1	15,604,600	1.6	4,768,347	0.8	1,136,068	1.0	1,089,186	1.3	773,377	1.5	887,824	1.2
法人税割	7,515,953	5.0	11,929,653	4.5	59,049,470	6.1	21,818,431	3.9	2,886,770	2.5	3,332,630	3.9	1,456,928	2.9	3,117,374	4.3
利子割	1,102,381	0.7	3,022,367	1.1	10,777,415	1.1	5,251,162	0.9	1,562,761	1.3	1,019,058	1.2	398,374	0.8	790,420	1.1
配当割	620,486	0.4	1,559,598	0.6	5,941,644	0.6	4,329,251	0.8	1,217,127	1.0	569,743	0.7	167,918	0.3	621,066	0.8
株式等譲渡所得割	144,569	0.1	359,802	0.1	1,325,533	0.1	1,005,004	0.2	290,649	0.2	118,278	0.1	35,416	0.1	1,187,642	1.6
事業税	27,838,651	18.7	47,947,825	18.2	208,403,002	21.5	88,750,194	15.7	11,892,723	10.2	12,488,416	14.7	6,671,527	13.2	11,417,211	15.6
個人分	1,226,983	0.8	3,443,859	1.3	14,342,744	1.5	6,401,684	1.1	1,180,568	1.0	910,624	1.1	365,552	0.7	452,386	0.6
法人分	26,611,668	17.9	44,503,966	16.9	194,060,258	20.0	82,348,510	14.6	10,712,155	9.2	11,577,792	13.6	6,305,975	12.5	10,964,825	14.9
地方消費税	23,507,423	15.8	53,649,066	20.4	188,297,479	19.4	103,028,291	18.2	21,396,194	18.3	17,084,156	20.1	11,350,602	22.5	13,851,236	18.9
不動産取得税	3,312,074	2.2	7,711,697	2.9	29,572,464	3.0	15,062,193	2.7	2,586,291	2.2	1,943,916	2.3	1,068,487	2.1	1,614,251	2.2
道府県たばこ税	3,007,160	2.0	5,470,868	2.1	23,679,470	2.4	11,300,375	2.0	2,467,457	2.1	2,272,641	2.7	1,254,131	2.5	1,713,967	2.3
ゴルフ場利用税	1,255,434	0.8	922,478	0.4	1,609,919	0.2	4,519,235	0.8	954,591	0.8	445,368	0.5	131,726	0.3	305,951	0.4
自動車取得税	2,018,817	1.4	3,088,469	1.2	9,691,107	1.0	6,813,549	1.2	1,598,611	1.4	1,256,694	1.5	761,764	1.5	908,433	1.2
軽油引取税	12,087,489	8.1	12,973,901	4.9	44,018,107	4.5	37,373,559	6.6	5,755,970	4.9	5,354,527	6.3	5,012,423	9.9	6,137,673	8.4
自動車税	18,647,685	12.5	26,596,316	10.1	81,490,304	8.4	63,322,352	11.2	16,416,019	14.0	11,766,711	13.8	7,250,855	14.4	10,621,306	14.5
市区税	8,603	0.0	1,274	0.0	128	0.0	4,706	0.0	895	0.0	252	0.0	752	0.0	1,548	0.0
固定資産税特例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法定外普通税	61,270	0.0	92,900	0.0	10,810	0.0	58,487	0.0	127,894	0.1	39,173	0.0	20,057	0.0	26,464	0.0
目的税	22,586	0.0	32,085	0.0	10,810	0.0	58,487	0.0	19,450	0.0	39,173	0.0	14,710	0.0	26,464	0.0
法定目的税	22,586	0.0	32,085	0.0	10,810	0.0	58,487	0.0	19,450	0.0	39,173	0.0	14,710	0.0	26,464	0.0
特別税	38,684	0.0	60,805	0.0	-	-	-	-	108,544	0.1	-	-	5,347	0.0	-	-
法定外目的税	16,139	0.0	2,369	0.0	62,842	0.0	5,328	0.0	16,200	0.0	-	-	204	0.0	75	0.0
旧法による税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	149,076,058	100.0	263,236,273	100.0	970,208,279	100.0	565,021,137	100.0	116,885,732	100.0	84,992,613	100.0	50,492,621	100.0	73,344,164	100.0
利子割交付金	614,643	-	1,372,845	-	5,444,915	-	2,887,576	-	900,915	-	582,465	-	225,622	-	445,416	-
配当割交付金	368,488	-	927,453	-	3,533,135	-	2,574,541	-	723,419	-	338,025	-	99,835	-	370,654	-
株式等譲渡所得割交付金	85,816	-	213,649	-	787,753	-	598,397	-	172,422	-	70,216	-	21,030	-	705,454	-
地方消費税交付金	11,717,180	-	26,721,120	-	92,944,873	-	50,672,195	-	10,842,384	-	8,567,062	-	5,674,399	-	7,183,487	-
ゴルフ場利用税交付金	886,482	-	654,183	-	1,137,763	-	3,183,051	-	669,795	-	320,234	-	92,432	-	214,892	-
特別地方消費税交付金	-	-	389	-	137	-	219	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車取得税交付金	1,310,210	-	2,417,728	-	7,518,170	-	5,121,949	-	1,079,915	-	829,816	-	523,173	-	624,667	-
軽油引取税交付金	-	-	3,973,937	-	17,015,743	-	6,392,677	-	14,388,850	-	10,707,818	-	6,636,491	-	9,544,570	-
合計	14,982,819	-	36,281,304	-	128,382,889	-	71,430,605	-	14,388,850	-	10,707,818	-	6,636,491	-	9,544,570	-

参考41

市町村税の状況(府県別・普通会計決算(平成23年度))

(単位:千円・%)

	滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		鳥取県		徳島県	
	13市6町	構成比	1政令市 14市11町村	構成比	2政令市 31市10町村	構成比	1政令市 28市12町	構成比	12市27町村	構成比	9市21町村	構成比	4市15町村	構成比	8市16町村	構成比
市町村民税 個人分																
市町村民税 法人分																
固定資産税																
市町村たばこ税																
特別土地保有税																
都市計画税																
その他																
市計(政令市)	201,097,304	100.0	133,686,145	100.0	736,024,076	100.0	584,319,421	100.0	139,175,541	100.0	105,624,651	100.0	51,820,217	100.0	81,353,324	100.0
市町村民税 個人分	66,593,961	33.1	47,328,730	35.4	263,512,401	35.8	199,388,279	34.1	56,912,609	40.9	32,642,667	30.9	16,947,001	32.7	23,784,678	29.2
市町村民税 法人分	21,275,889	10.6	10,171,935	7.6	52,376,185	7.1	42,237,808	7.2	8,630,652	6.3	9,564,643	9.1	4,851,150	9.4	8,723,090	10.7
固定資産税	91,284,703	45.4	61,774,522	46.2	308,087,740	41.9	262,546,058	44.9	56,569,221	40.6	47,621,458	45.1	25,239,159	48.7	40,520,361	49.8
市町村たばこ税	8,679,507	4.3	6,011,766	4.5	35,632,529	4.8	23,172,468	4.0	6,095,938	4.4	5,625,001	5.3	3,041,958	5.9	3,975,419	4.9
特別土地保有税	19,779	0.0	2,271	0.0	33,863	0.0	76	0.0	424	0.0	424	0.0	0	0.0	41,696	0.1
都市計画税	9,179,706	4.6	6,647,693	5.0	64,280,305	8.7	43,100,520	7.4	8,277,476	5.9	6,353,857	6.0	720,697	1.4	2,922,583	3.6
その他	4,133,759	2.1	1,749,238	1.3	12,121,053	1.6	13,874,212	2.4	2,492,645	1.8	3,816,601	3.6	1,020,252	2.0	1,385,497	1.7
町計	13,318,911	100.0	19,263,670	100.0	24,723,400	100.0	34,273,681	100.0	31,126,115	100.0	23,256,664	100.0	15,176,319	100.0	20,846,211	100.0
市町村民税 個人分	3,168,303	23.8	5,937,545	30.8	9,035,940	36.5	10,791,113	31.5	13,493,968	43.4	7,042,644	30.3	4,471,246	29.5	6,978,534	33.5
市町村民税 法人分	1,904,630	14.3	1,478,828	7.7	1,408,805	5.7	2,484,711	7.2	1,399,008	4.5	1,198,195	5.2	700,116	4.6	1,335,617	6.4
固定資産税	7,479,723	56.2	9,977,038	51.8	11,709,334	47.4	17,972,468	52.4	13,651,101	43.9	12,408,135	53.4	8,688,847	57.1	10,667,662	51.2
市町村たばこ税	553,091	4.2	842,284	4.4	1,672,502	6.8	1,499,300	4.4	1,480,457	4.8	1,352,277	5.8	807,470	5.3	1,287,007	6.2
特別土地保有税		0.0		0.0		0.0	50	0.0	10,240	0.0	500	0.0		0.0	56,868	0.3
都市計画税		0.0	745,760	3.9	596,237	2.4	905,542	2.6	570,801	1.8	300,278	1.3		0.0	39,395	0.2
その他	213,164	1.6	282,215	1.5	300,582	1.2	620,497	1.8	517,540	1.7	964,645	4.1	528,640	3.5	480,928	2.3
村計	34,416,216	100.0	44,526,340	100.0	59,446,802	100.0	62,747,362	100.0	54,603,666	100.0	44,609,339	100.0	30,302,639	100.0	44,827,139	100.0
市町村民税 個人分	69,752,264	32.5	129,633,577	32.3	441,977,915	28.9	297,541,222	33.5	70,409,577	41.3	39,685,311	30.8	21,418,247	32.0	30,763,212	30.1
市町村民税 法人分	23,180,519	10.8	40,136,190	10.0	180,166,619	11.8	71,945,163	8.1	10,229,660	6.0	10,782,828	8.4	5,551,266	8.3	10,058,707	9.8
固定資産税	98,704,426	46.0	174,571,113	43.5	658,276,592	43.0	393,655,423	44.3	70,220,322	41.2	60,029,593	46.6	33,908,006	50.6	51,188,223	50.1
市町村たばこ税	9,292,998	4.3	16,797,764	4.2	72,702,862	4.8	34,693,404	3.9	7,576,395	4.4	6,977,278	5.4	3,849,428	5.7	5,262,426	5.1
特別土地保有税	19,779	0.0	2,271	0.0	65,312	0.0	6,051	0.0	10,240	0.0	924	0.0	0	0.0	98,564	0.1
都市計画税	9,179,706	4.3	30,221,046	7.5	132,595,269	8.7	66,514,073	7.5	8,848,277	5.2	6,654,135	5.2	720,697	1.1	2,961,978	2.9
その他	4,346,923	2.0	10,207,827	2.5	43,645,535	2.9	24,085,969	2.7	3,010,185	1.8	4,771,246	3.7	1,548,892	2.3	1,866,425	1.8

関西の市町村の財政指標等

都道府県名	団体名	財政力 指数	経常収支 比率	実質公債 30比率	特養負担 比率	人口 (人)	面積 (km ²)	政令指定 都市	中核市	特別市
滋賀県	大津市	0.81	88.4	10.0	53.5	337,634	464.10		○	
滋賀県	彦根市	0.75	90.6	14.2	71.5	112,156	196.84			
滋賀県	長浜市	0.59	82.7	12.9	-	124,131	680.79			
滋賀県	近江八幡市	0.68	80.5	8.5	-	81,738	177.39			
滋賀県	草津市	0.93	88.3	5.9	-	130,874	67.92			
滋賀県	守山市	0.86	85.5	7.8	-	76,560	55.73			
滋賀県	栗東市	1.01	93.9	19.9	281.8	63,655	52.75			
滋賀県	甲賀市	0.76	83.5	14.8	80.5	92,704	481.69			
滋賀県	野洲市	0.82	91.1	16.0	76.9	49,955	80.15			
滋賀県	湖南市	0.91	91.7	12.3	64.9	54,614	70.49			
滋賀県	高島市	0.42	88.4	15.9	151.8	52,486	693.00			
滋賀県	東近江市	0.71	83.1	11.5	49.4	115,479	388.58			
滋賀県	米原市	0.57	81.8	13.4	31.5	40,060	250.46			
滋賀県	日野町	0.69	81.8	12.7	91.5	22,870	117.63			
滋賀県	竜王町	1.03	89.9	18.4	122.9	12,916	44.52			
滋賀県	愛荘町	0.62	79.5	15.3	-	20,118	37.95			
滋賀県	豊郷町	0.41	84.8	6.3	-	7,566	7.82			
滋賀県	甲良町	0.41	92.7	11.8	1.4	7,500	13.62			
滋賀県	多賀町	0.66	81.4	7.4	24.1	7,761	135.93			
京都府	京都市	0.75	98.8	13.7	237.2	1,474,015	827.90	○		
京都府	福知山市	0.53	86.0	11.9	139.3	79,652	552.57			
京都府	舞鶴市	0.72	84.4	10.4	75.3	88,669	342.35			
京都府	綾部市	0.49	88.7	14.8	44.0	35,836	347.11			
京都府	宇治市	0.82	90.1	4.5	-	189,609	67.55			
京都府	宮津市	0.42	91.4	16.4	236.0	19,948	169.32			
京都府	亀岡市	0.59	94.7	14.1	151.4	92,399	224.90			
京都府	城陽市	0.67	97.7	14.6	105.7	80,037	32.74			
京都府	向日市	0.71	95.8	3.5	13.8	54,328	7.67			
京都府	長岡京市	0.85	93.8	4.0	15.5	79,844	19.18			
京都府	八幡市	0.69	95.2	2.6	30.9	74,227	24.37			
京都府	京田辺市	0.76	92.1	6.8	-	67,910	42.94			
京都府	京丹後市	0.35	90.7	15.7	110.2	59,038	501.84			
京都府	南丹市	0.35	91.7	18.9	145.5	35,214	616.31			
京都府	木津川市	0.67	91.4	12.8	79.8	69,761	85.12			
京都府	大山崎町	0.86	97.1	10.8	86.9	15,121	5.97			
京都府	久御山町	1.12	94.7	2.9	-	15,914	13.86			
京都府	井手町	0.47	108.2	4.4	-	8,447	18.02			
京都府	宇治田原町	0.67	89.9	10.5	-	9,711	58.26			
京都府	笠置町	0.26	106.9	18.4	39.3	1,626	23.57			
京都府	和束町	0.22	89.1	18.7	130.8	4,482	64.87			
京都府	精華町	0.70	89.4	15.8	150.9	35,630	25.66			
京都府	南山城村	0.27	89.2	16.8	97.9	3,078	64.21			
京都府	京丹波町	0.29	81.8	15.3	143.7	15,732	303.07			
京都府	伊根町	0.12	85.8	10.8	-	2,410	62.00			
京都府	与謝野町	0.32	87.0	16.4	150.6	23,454	107.04			
大阪府	大阪市	0.91	99.5	10.0	199.9	2,665,314	223.00	○		
大阪府	堺市	0.83	95.5	4.9	52.8	841,966	149.99	○		
大阪府	岸和田市	0.58	97.3	14.4	119.4	199,234	72.32			○
大阪府	豊中市	0.93	96.0	10.8	51.2	389,341	36.38		○	
大阪府	池田市	0.86	101.4	7.2	82.1	104,229	22.09			
大阪府	吹田市	1.01	102.3	0.4	-	355,798	36.11			○
大阪府	泉大津市	0.71	99.4	18.7	194.0	77,548	13.36			
大阪府	高槻市	0.78	91.5	▲0.1	-	357,359	105.31		○	
大阪府	貝塚市	0.69	99.5	13.8	104.6	90,519	43.99			
大阪府	守口市	0.79	101.0	7.7	86.9	146,697	12.73			
大阪府	枚方市	0.83	89.4	1.0	8.2	407,978	65.08			○
大阪府	茨木市	0.96	86.2	▲0.5	-	274,822	76.52			○
大阪府	八尾市	0.76	95.6	6.7	53.9	271,460	41.71			○
大阪府	泉佐野市	0.97	103.6	21.2	364.9	100,801	56.36			
大阪府	富田林市	0.65	94.2	1.7	-	119,576	39.66			
大阪府	寝屋川市	0.68	94.3	4.3	7.4	238,204	24.73			○
大阪府	河内長野市	0.66	97.7	10.6	-	112,490	109.61			
大阪府	松原市	0.60	99.2	9.0	120.1	124,594	16.66			
大阪府	大東市	0.82	88.3	2.7	20.0	127,534	18.27			

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債発行比率	将来負担比率	人口(人)	面積(km ²)	政令指定都市	中核市	特別市
大阪府	和泉市	0.70	94.1	4.8	41.8	184,988	84.98			
大阪府	箕面市	0.99	94.8	4.9	-	129,895	47.84			
大阪府	柏原市	0.67	92.3	9.5	58.7	74,773	25.39			
大阪府	羽曳野市	0.59	94.5	10.7	116.6	117,681	26.44			
大阪府	門真市	0.72	98.7	7.0	47.3	130,282	12.28			
大阪府	摂津市	1.06	99.4	7.9	-	83,720	14.88			
大阪府	高石市	0.87	95.6	14.7	248.4	59,572	11.35			
大阪府	藤井寺市	0.62	97.6	6.1	48.7	66,165	8.89			
大阪府	東大阪市	0.75	95.7	7.8	43.9	509,533	61.81		○	
大阪府	泉南市	0.76	92.0	9.9	166.1	64,403	48.83			
大阪府	四條畷市	0.62	97.7	11.0	67.5	57,554	18.74			
大阪府	交野市	0.73	95.1	16.6	258.4	77,686	25.55			
大阪府	大阪狭山市	0.73	94.5	10.0	16.5	58,227	11.86			
大阪府	阪南市	0.56	96.6	8.1	44.1	56,646	36.10			
大阪府	島本町	0.79	99.4	11.4	-	28,935	16.78			
大阪府	豊能町	0.59	91.2	5.0	48.4	21,989	34.37			
大阪府	能勢町	0.46	87.0	9.8	68.5	11,650	98.68			
大阪府	忠岡町	0.59	100.3	18.6	176.2	18,149	4.03			
大阪府	熊取町	0.68	93.0	9.4	48.0	45,069	17.23			
大阪府	田尻町	1.40	70.4	15.8	0.1	8,085	5.60			
大阪府	岬町	0.55	96.1	21.0	157.4	17,504	49.10			
大阪府	太子町	0.56	92.2	13.3	35.2	14,220	14.17			
大阪府	河南町	0.50	92.5	12.0	31.9	17,040	25.26			
大阪府	千早赤阪村	0.37	91.7	18.3	77.5	6,015	37.38			
兵庫県	神戸市	0.73	96.1	12.1	152.6	1,544,200	552.26	○		
兵庫県	姫路市	0.83	82.1	10.1	67.9	536,270	534.44		○	
兵庫県	尼崎市	0.83	94.5	12.4	166.8	453,748	50.20		○	
兵庫県	明石市	0.76	93.6	8.4	66.5	290,959	49.25			○
兵庫県	西宮市	0.87	95.3	9.8	65.4	482,640	99.96		○	
兵庫県	洲本市	0.47	89.8	15.7	134.0	47,254	182.48			
兵庫県	芦屋市	0.91	98.7	13.0	148.3	93,238	18.47			
兵庫県	伊丹市	0.86	99.8	7.5	60.7	196,127	24.97			
兵庫県	相生市	0.57	91.7	12.2	141.6	31,158	90.46			
兵庫県	豊岡市	0.40	87.4	18.3	153.4	85,592	697.66			
兵庫県	加古川市	0.87	87.4	8.3	37.3	266,937	138.51			○
兵庫県	赤穂市	0.72	87.6	11.7	161.3	50,523	126.88			
兵庫県	西脇市	0.52	89.8	12.1	97.2	42,802	132.47			
兵庫県	宝塚市	0.88	97.8	9.1	64.6	225,700	101.80			○
兵庫県	三木市	0.69	92.8	12.3	42.6	81,009	176.58			
兵庫県	高砂市	0.93	86.7	8.8	81.8	93,901	34.40			
兵庫県	川西市	0.77	97.4	11.4	160.9	156,423	53.44			
兵庫県	小野市	0.68	86.4	12.2	-	49,680	92.92			
兵庫県	三田市	0.83	93.9	12.2	-	114,216	210.22			
兵庫県	加西市	0.60	87.2	17.1	103.7	47,993	150.95			
兵庫県	篠山市	0.44	100.7	22.7	247.1	43,263	377.61			
兵庫県	養父市	0.24	86.4	16.5	121.1	26,501	422.78			
兵庫県	丹波市	0.44	84.1	13.1	58.7	67,757	493.28			
兵庫県	南あわじ市	0.45	84.2	16.1	158.7	49,834	229.23			
兵庫県	朝来市	0.46	86.6	17.0	96.0	32,814	402.98			
兵庫県	淡路市	0.35	87.3	22.7	269.3	46,459	184.28			
兵庫県	宍粟市	0.38	93.9	19.9	180.7	40,938	658.60			
兵庫県	加東市	0.77	82.8	14.5	-	40,181	157.49			
兵庫県	たつの市	0.59	87.0	15.7	83.2	80,518	210.93			
兵庫県	猪名川町	0.64	88.6	4.1	-	31,739	90.41			
兵庫県	多可町	0.35	95.3	15.6	46.8	23,104	185.15			
兵庫県	稲美町	0.74	83.3	9.8	49.5	31,026	34.96			
兵庫県	播磨町	0.87	88.3	4.9	-	33,183	9.09			
兵庫県	市川町	0.42	86.8	16.9	134.0	13,288	82.70			
兵庫県	福崎町	0.75	87.9	13.3	136.6	19,830	45.82			
兵庫県	神河町	0.48	92.9	19.7	82.4	12,289	202.27			
兵庫県	太子町	0.69	88.8	13.2	75.0	33,438	22.62			
兵庫県	上郡町	0.56	95.4	16.3	260.6	16,636	150.28			
兵庫県	佐用町	0.35	82.7	14.2	69.4	19,265	307.51			
兵庫県	香美町	0.28	90.7	20.7	182.0	19,696	369.08			
兵庫県	新温泉町	0.27	89.8	18.6	163.8	16,004	241.00			
奈良県	奈良市	0.76	98.9	14.0	204.0	366,591	276.84		○	
奈良県	大和高田市	0.50	95.1	14.7	112.9	68,451	16.49			
奈良県	大和郡山市	0.70	91.0	11.5	151.0	89,023	42.68			

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債比率	将来負担比率	人口(人)	面積(km ²)	政令指定都市	中核市	特例市
奈良県	天理市	0.59	99.6	10.5	104.5	69,178	86.37			
奈良県	橿原市	0.69	96.1	10.0	105.5	125,605	39.52			
奈良県	桜井市	0.54	99.7	11.6	109.6	60,146	98.92			
奈良県	五條市	0.35	93.2	16.3	162.4	34,460	292.05			
奈良県	御所市	0.41	95.3	19.0	195.0	30,287	60.58			
奈良県	生駒市	0.82	92.4	4.8	-	118,113	53.18			
奈良県	香芝市	0.68	89.0	22.1	218.1	75,227	24.23			
奈良県	葛城市	0.59	82.2	10.1	65.1	35,859	33.73			
奈良県	宇陀市	0.32	92.8	19.4	197.6	34,227	247.62			
奈良県	山添村	0.31	92.5	18.7	14.6	4,107	66.56			
奈良県	平群町	0.53	93.5	13.8	211.9	19,727	23.90			
奈良県	三郷町	0.51	87.3	6.7	-	23,440	8.80			
奈良県	斑鳩町	0.58	92.3	7.4	17.9	27,734	14.27			
奈良県	安堵町	0.38	94.7	10.1	1.4	7,929	4.33			
奈良県	川西町	0.49	86.9	16.1	5.5	8,653	5.94			
奈良県	三宅町	0.32	93.1	10.8	39.4	7,440	4.07			
奈良県	田原本町	0.56	88.6	10.1	63.2	32,121	21.10			
奈良県	曾爾村	0.12	93.6	19.5	13.9	1,895	47.84			
奈良県	御杖村	0.11	87.7	12.4	-	2,102	79.63			
奈良県	高取町	0.35	89.6	14.6	168.8	7,657	25.77			
奈良県	明日香村	0.24	90.6	17.7	44.6	5,856	24.08			
奈良県	上牧町	0.46	88.9	20.1	226.9	23,728	6.14			
奈良県	王寺町	0.62	94.4	15.7	-	22,182	7.00			
奈良県	広陵町	0.59	93.1	15.7	113.8	33,070	16.33			
奈良県	河合町	0.54	96.8	17.8	253.8	18,531	8.27			
奈良県	吉野町	0.26	93.8	12.3	97.8	8,642	95.65			
奈良県	大淀町	0.46	87.9	8.1	-	19,176	38.06			
奈良県	下市町	0.24	91.6	15.7	120.6	7,020	62.01			
奈良県	黒滝村	0.11	99.3	11.6	-	840	47.71			
奈良県	天川村	0.13	84.9	11.9	78.7	1,572	175.70			
奈良県	野迫川村	0.11	89.4	15.3	57.1	524	155.03			
奈良県	十津川村	0.23	78.7	6.1	-	4,107	672.35			
奈良県	下北山村	0.22	91.7	17.9	-	1,039	133.53			
奈良県	上北山村	0.13	88.5	12.6	4.8	683	274.05			
奈良県	川上村	0.12	86.8	8.4	-	1,643	269.16			
奈良県	東吉野村	0.13	88.8	15.9	62.5	2,143	131.60			
和歌山県	和歌山市	0.80	94.5	11.6	148.3	370,364	209.23		○	
和歌山県	海南市	0.61	91.4	13.9	131.1	54,783	101.19			
和歌山県	橋本市	0.50	95.7	12.5	161.4	66,361	130.31			
和歌山県	有田市	0.55	88.6	15.3	61.8	30,592	36.92			
和歌山県	御坊市	0.52	96.8	13.3	116.2	26,111	43.93			
和歌山県	田辺市	0.38	88.1	14.2	65.4	79,119	1,026.77			
和歌山県	新宮市	0.38	96.1	12.6	86.4	31,498	255.43			
和歌山県	紀の川市	0.47	90.2	11.3	44.3	65,840	228.24			
和歌山県	岩出市	0.64	82.5	6.8	7.0	52,882	38.50			
和歌山県	紀美野町	0.24	91.9	14.5	148.2	10,391	128.31			
和歌山県	かつらぎ町	0.38	94.0	13.8	131.0	18,230	151.73			
和歌山県	九度山町	0.22	91.9	16.1	101.1	4,963	44.12			
和歌山県	高野町	0.21	92.7	10.6	-	3,975	137.08			
和歌山県	湯浅町	0.34	91.6	12.8	160.6	13,210	20.80			
和歌山県	広川町	0.31	85.4	6.8	-	7,714	65.31			
和歌山県	有田川町	0.33	86.5	13.5	66.3	27,162	351.77			
和歌山県	美浜町	0.31	91.5	8.6	40.5	8,077	12.79			
和歌山県	日高町	0.29	92.0	11.0	44.8	7,432	46.42			
和歌山県	由良町	0.39	84.2	11.1	112.8	6,508	30.74			
和歌山県	印南町	0.32	79.5	8.8	-	8,606	113.63			
和歌山県	みなべ町	0.32	81.0	18.1	114.0	13,470	120.26			
和歌山県	日高川町	0.22	86.4	17.9	98.1	10,509	331.65			
和歌山県	白浜町	0.49	92.4	10.4	87.1	22,696	201.04			
和歌山県	上富田町	0.46	89.5	18.3	139.3	14,807	57.49			
和歌山県	すさみ町	0.18	86.7	11.1	6.5	4,730	174.71			
和歌山県	那智勝浦町	0.37	88.0	7.1	34.0	17,080	183.45			
和歌山県	太地町	0.21	87.0	5.6	-	3,250	5.96			
和歌山県	古座川町	0.13	80.0	8.9	-	3,103	294.52			
和歌山県	北山村	0.13	86.1	6.2	-	486	48.21			
和歌山県	串本町	0.29	91.2	9.4	81.7	18,249	135.78			
鳥取県	鳥取市	0.52	82.9	16.0	117.2	197,449	765.66			○
鳥取県	米子市	0.66	93.3	20.8	179.0	148,271	132.21			

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	人口(人)	面積(km ²)	政令指定都市	中核市	特例市
鳥取県	倉吉市	0.43	92.5	17.7	137.2	50,720	272.15			
鳥取県	境港市	0.50	91.2	17.2	102.3	35,259	28.82			
鳥取県	岩美町	0.28	88.6	13.5	63.9	12,362	122.38			
鳥取県	若桜町	0.13	83.5	12.2	16.5	3,873	199.31			
鳥取県	智頭町	0.21	78.2	14.0	81.8	7,718	224.61			
鳥取県	八頭町	0.24	84.2	11.8	77.5	18,427	206.71			
鳥取県	三朝町	0.25	85.6	15.2	8.3	7,015	233.46			
鳥取県	湯梨浜町	0.28	86.7	17.2	94.0	17,029	77.95			
鳥取県	琴浦町	0.35	90.0	15.3	159.9	18,531	139.92			
鳥取県	北栄町	0.33	88.1	20.2	147.4	15,442	57.15			
鳥取県	日吉津村	0.83	83.6	11.6	38.0	3,339	4.16			
鳥取県	大山町	0.27	86.5	17.1	49.9	17,491	189.79			
鳥取県	南部町	0.26	84.6	15.2	77.1	11,536	114.03			
鳥取県	伯耆町	0.33	89.4	14.6	51.9	11,621	139.45			
鳥取県	日南町	0.13	89.3	13.7	-	5,460	340.87			
鳥取県	日野町	0.17	86.1	22.6	81.0	3,745	134.02			
鳥取県	江府町	0.33	88.8	19.6	102.0	3,379	124.66			
徳島県	徳島市	0.81	93.8	7.2	69.5	264,548	191.68			
徳島県	鳴門市	0.65	92.7	15.5	124.3	61,513	135.46			
徳島県	小松島市	0.54	93.3	17.6	120.9	40,614	45.38			
徳島県	阿南市	0.89	85.1	9.6	-	76,063	279.54			
徳島県	吉野川市	0.41	87.1	13.5	94.0	44,020	144.19			
徳島県	阿波市	0.37	81.1	9.4	15.3	39,247	190.97			
徳島県	美馬市	0.30	86.4	11.5	72.9	32,484	367.38			
徳島県	三好市	0.21	88.2	13.3	48.1	29,951	721.48			
徳島県	勝浦町	0.24	75.9	8.2	-	5,765	69.80			
徳島県	上勝町	0.12	85.7	6.3	-	1,783	109.68			
徳島県	佐那河内村	0.15	74.4	14.8	-	2,588	42.30			
徳島県	石井町	0.51	89.0	9.0	-	25,954	28.83			
徳島県	神山町	0.22	74.3	6.5	-	6,038	173.31			
徳島県	那賀町	0.19	78.8	13.7	-	9,318	694.86			
徳島県	牟岐町	0.19	84.2	6.2	49.9	4,826	56.57			
徳島県	美波町	0.19	84.0	8.0	-	7,765	140.85			
徳島県	海陽町	0.18	73.4	9.1	-	10,446	327.58			
徳島県	松茂町	0.92	78.8	3.6	-	15,070	13.94			
徳島県	北島町	0.76	79.0	6.0	0.8	21,658	8.77			
徳島県	藍住町	0.68	82.2	7.3	3.0	33,338	16.27			
徳島県	板野町	0.49	88.4	12.5	-	14,241	36.18			
徳島県	上板町	0.42	87.2	12.6	17.0	12,727	34.51			
徳島県	つるぎ町	0.20	89.0	11.3	57.6	10,490	194.80			
徳島県	東みよし町	0.29	89.4	14.1	36.2	15,044	122.55			
関西合計	24	0.53	86.4	12.0	48.2	22,277,331	34,995.06	4	9	0
滋賀県	19	0.72	86.4	12.0	48.2	1,410,777	4,017.36	0	1	0
京都府	26	0.56	95.3	12.4	164.8	2,636,092	4,608.40	1	0	0
大阪府	43	0.74	97.0	7.9	102.9	8,865,245	1,901.42	2	3	6
兵庫県	41	0.62	92.4	12.0	111.6	5,585,133	6,396.39	1	3	3
奈良県	39	0.41	94.1	13.1	121.8	1,400,728	3,691.09	0	1	0
和歌山県	30	0.37	91.1	12.2	99.4	1,002,198	4,726.29	0	1	0
鳥取県	19	0.34	87.4	17.0	113.3	588,667	3,507.31	0	0	1
徳島県	24	0.41	87.5	10.3	29.1	785,491	4,146.80	0	0	0

※ 人口は平成22年国勢調査、面積は平成24年全国都道府県市区町村別面積調に基づく。境界未定の地域がある市町村の面積は、総務省自治行政局市町村体制整備課発行「全国市町村要覧 平成24年版」の便宜上の概算数値を記載。

※ 政令指定都市・中核市・特例市の区分は平成24年4月1日現在。

※ 財政指標は平成23年度決算に基づく。関西合計及び各府県については、財政力指数は単純平均、経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率は加重平均である。

○ 財政力指数 = $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$

※ 過去3年間の平均値で算出

○ 経常収支比率 = $\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等(地方税+普通交付税等)+減収補填債特例分+臨時財政対策債}} \times 100$

○ 実質公債費比率 = $\frac{\text{地方債の元利償還金等-(特定財源+元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模-元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$

※ 過去3年間の平均値で算出。

○ 将来負担比率 = $\frac{\text{将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模-元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$

関西の地域別将来推計人口

地域	平成22(2010)年		平成27(2015)年		平成32(2020)年		平成37(2025)年		平成42(2030)年		平成47(2035)年		平成52(2040)年		比率 H22-H52
	推計人口	出生	推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率	
滋賀県	1,410,777		1,419,654		1,414,000	0.2%	1,398,322		1,375,179		1,345,284		1,309,300		7.2%
65歳以上	291,814	20.7%	343,739	24.2%	372,421	26.3%	384,696	27.5%	394,802	28.7%	406,054	30.2%	428,941	32.8%	
75歳以上	141,912	10.1%	161,776	11.4%	187,130	13.2%	223,682	16.0%	239,569	17.4%	241,081	17.9%	242,383	18.5%	
京都府	2,636,092		2,614,519		2,566,846	2.6%	2,499,460		2,418,108		2,325,138		2,223,586		15.6%
65歳以上	616,952	23.4%	730,729	27.9%	768,685	30.8%	769,725	30.8%	771,665	31.9%	781,035	33.6%	809,144	36.4%	
75歳以上	292,142	11.1%	347,042	13.3%	407,965	15.9%	483,506	19.3%	494,721	20.5%	476,809	20.5%	467,069	21.0%	
大阪府	8,865,245		8,808,282		8,648,899	2.4%	8,410,039		8,118,391		7,793,928		7,453,526		15.9%
65歳以上	1,984,854	22.4%	2,345,351	26.6%	2,466,902	28.5%	2,457,235	29.2%	2,478,091	30.5%	2,551,871	32.7%	2,684,737	36.0%	
75歳以上	842,898	9.5%	1,070,197	12.1%	1,303,902	15.1%	1,527,801	18.2%	1,549,127	19.1%	1,479,034	19.0%	1,471,843	19.7%	
奈良県	5,588,133		5,532,477		5,421,943	3.0%	5,268,695		5,088,284		4,887,804		4,673,709		16.4%
65歳以上	1,289,876	23.1%	1,501,342	27.1%	1,587,699	29.3%	1,599,663	30.4%	1,611,952	31.7%	1,638,796	33.5%	1,700,273	36.4%	
75歳以上	604,460	10.8%	710,427	12.8%	827,542	15.3%	966,343	18.3%	999,667	19.6%	976,744	20.0%	967,997	20.7%	
和歌山県	1,400,728		1,370,353		1,330,065	5.0%	1,279,718		1,222,563		1,160,609		1,096,162		21.7%
65歳以上	336,259	24.0%	392,214	28.6%	415,940	31.3%	417,066	32.6%	414,814	33.9%	412,976	35.6%	417,107	38.1%	
75歳以上	155,355	11.1%	183,102	13.4%	216,089	16.2%	263,921	19.8%	263,328	21.5%	254,426	21.9%	246,834	22.5%	
徳島県	1,002,198		961,378		917,238	8.5%	869,182		819,680		769,428		719,427		29.2%
65歳以上	274,182	27.4%	300,566	31.3%	307,484	33.5%	302,906	34.8%	296,484	36.2%	286,879	37.5%	286,868	39.9%	
75歳以上	140,781	14.0%	152,537	15.9%	165,419	18.0%	183,735	21.1%	185,902	22.7%	179,425	23.3%	173,248	24.1%	
高知県	588,667		567,193		544,484	7.5%	519,661		494,364		468,146		441,038		25.0%
65歳以上	155,133	26.4%	169,983	30.0%	178,214	32.7%	178,855	34.4%	175,360	35.5%	169,940	36.3%	168,467	38.2%	
75歳以上	85,976	14.6%	90,386	15.9%	93,967	17.3%	104,817	20.2%	110,809	22.4%	110,048	23.5%	105,551	23.9%	
福岡県	785,491		755,619		722,519	3.0%	686,332		648,982		610,592		571,016		27.3%
65歳以上	212,423	27.0%	236,255	31.3%	247,105	34.2%	245,950	35.8%	239,662	36.9%	232,391	38.1%	229,820	40.2%	
75歳以上	115,480	14.7%	123,360	16.3%	129,177	17.9%	146,009	21.3%	152,958	23.6%	150,081	24.6%	142,640	25.0%	
計	22,277,831		22,029,475		21,556,014	9.2%	20,931,509		20,155,553		19,360,929		18,487,764		17.6%
65歳以上	5,161,503	23.2%	6,020,176	27.3%	6,343,450	29.4%	6,356,096	30.4%	6,380,830	31.6%	6,431,942	33.3%	6,725,357	36.2%	
75歳以上	2,379,004	10.7%	2,839,827	12.9%	3,331,971	15.4%	3,889,764	18.6%	3,995,981	19.8%	3,867,648	20.0%	3,817,565	20.6%	
全国	178,057,000		176,597,000		174,100,000	0.4%	170,659,000		166,618,000		162,124,000		157,276,000		16.2%
65歳以上	29,434,000	23.0%	33,952,000	26.9%	36,124,000	29.1%	36,574,000	30.3%	36,849,000	31.6%	37,407,000	33.4%	38,979,000	36.1%	
75歳以上	14,194,000	11.3%	16,459,000	13.0%	18,790,000	15.1%	21,785,000	18.5%	22,784,000	19.5%	22,454,000	20.3%	22,230,000	20.7%	

※都道府県別推計人口は「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より、全国推計人口は千人単位の統計となっている。
 ※都道府県別推計人口は「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」より(いずれも国立社会保障・人口問題研究所による)、全国推計人口は千人単位の統計となっている。

関西広域連合
道州制のあり方研究会

道州制における地方税財政制度

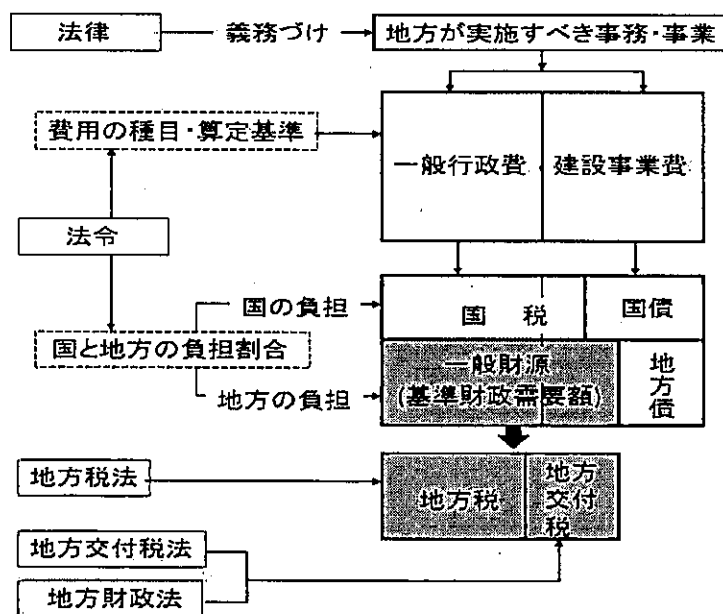
平成25年11月18日

関西学院大学

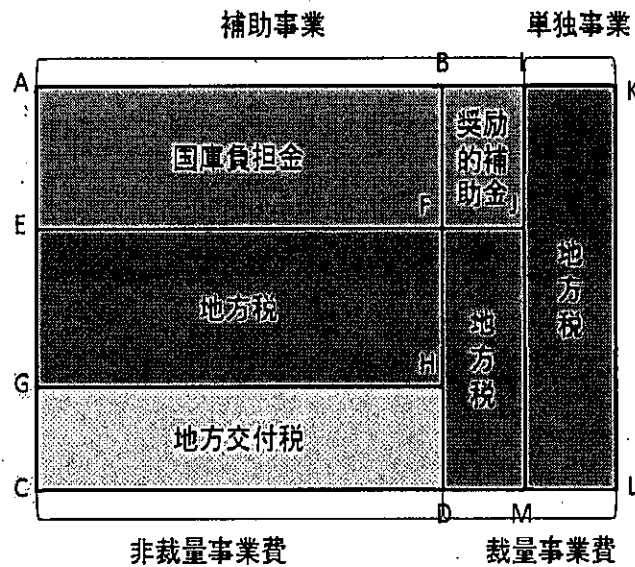
林宜嗣



I 現行の地方税財政システム



II 地方税財政改革はシステム全体を見通す必要あり



3

地方税財政制度は、自治体行政の「財源調達」という一側面にすぎない

どのような役割を担い、そのために必要な費用はどの程度かを決めずに財源調達を論ずると、「原則論」の域を出ることはできない。

- 州の自治を尊重するためにも、できるかぎり自主財源(税)で財源を賄うべき。
- その際、税は安定的、応益的、普遍的等(地方税原則)な特徴を備えるべき。
- それでも地域間格差が生じる場合には、財政調整で格差是正を行うべき。
- 財政調整は地方分権的な「水平的財政調整」が望ましい。

これでは具体的な制度設計を行えない。
制度設計には量的分析(シミュレーション)が不可欠。

4

Ⅲ 具体的な制度設計を行うために先決すべき論点

論点Ⅰ：州はどのような役割を担うべきか？

◆国と地方の税源配分と機能配分はセットで

ねらいは単にマクロベースで地方の歳出と税収を一致させることではなく、「受益」と「負担」を一致させること。

税体系、地方税の構造も受益を考慮したものになるべき。

その際、役割として、企画立案(意思決定)機能としてとらえるべき。実施主体としてであれば、歳出の自由度はなく、したがって、財源は税でなくても良い。

5

論点Ⅱ：国と地方(州)の関係をどうするのか？

財政の本来の姿は「量出制入」：国の財政はそうなっている。
しかし、地方財政の現状は「事務・事業の義務付け」+「量入制出」

「融合型」から「分離型」に変更するのか？

政策目標(例えば、外国人観光客を増やす)を実現することを考えてみる。

観光産業の主役は民間、公共部門は環境整備

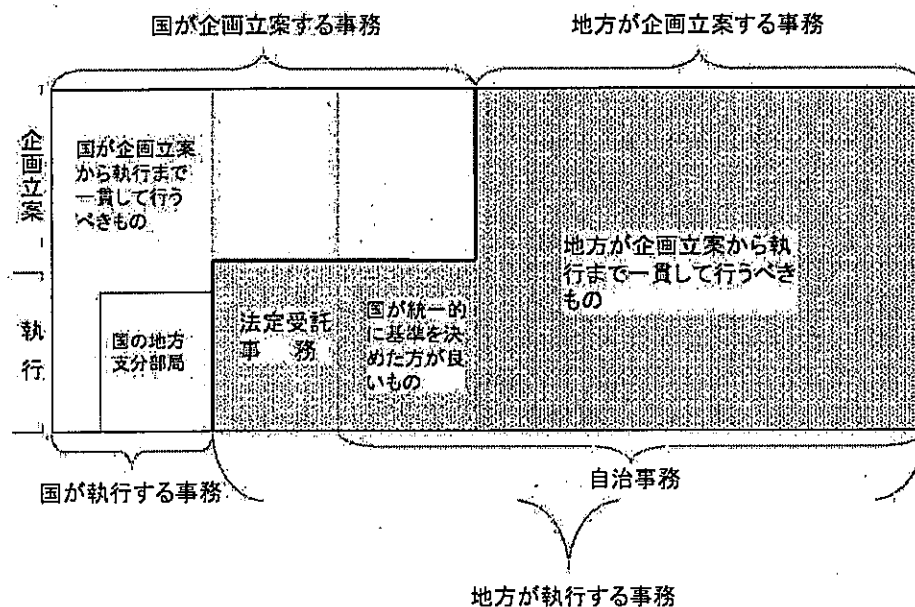
環境整備は国、広域自治体、基礎自治体がそれぞれ最も適した役割を担うべき(他の行政分野も同様)。

国が担う役割は、国自らが実施するのか？地方との契約を結んで地方が国に代わって実施するのか？

これによって、財源調達のあるり方は違ってくる。

6

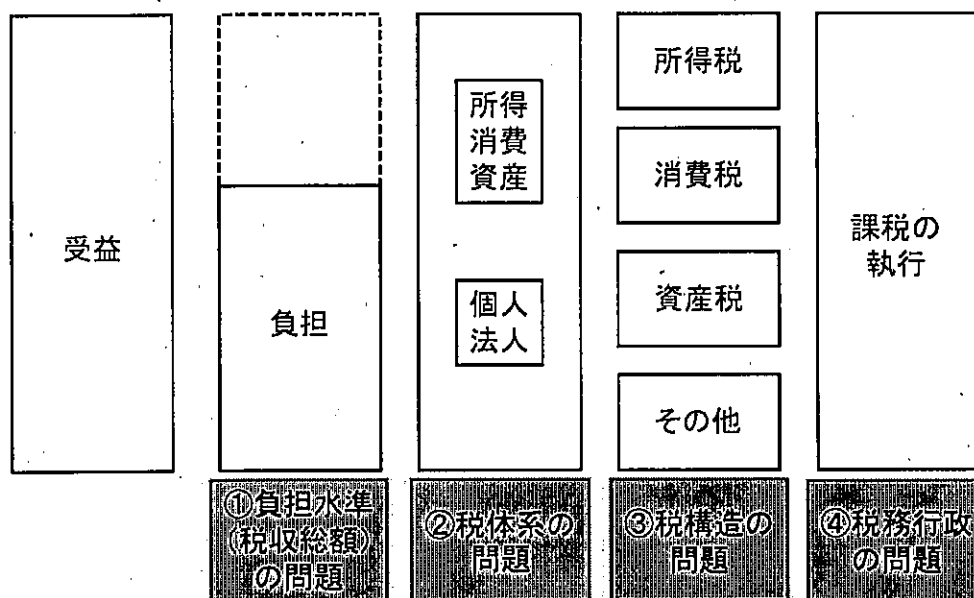
国と地方の関係(望ましい姿)



国の仕事を地方が肩代わりするときは、「契約」によるべき。

7

論点Ⅲ: 地方税改革といっても複数の段階がある



どの段階の改革を実現しようとしているのかを明確に。

8

論点Ⅳ：税収格差の是正は税制改革の目標か？

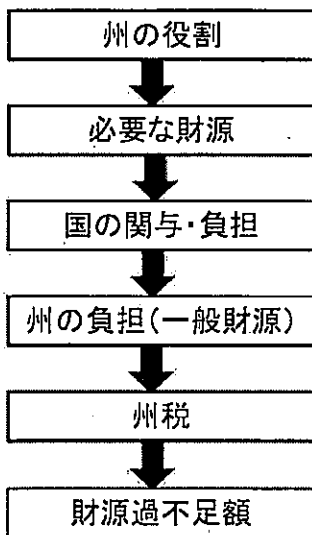
実態経済の格差拡大は法人二税の格差拡大に直結
 格差是正のためには、分割基準の操作が必要。
 現行課税制度を残したままで分割基準を操作するのは限界。

都道府県別に見た人口と労働力人口の将来予測増減率
 (2010～35) (単位:%)

	人口増減率			人口増減率			人口増減率	
	総人口	労働力		総人口	労働力		総人口	労働力
北海道	-21.6	-33.2	石川県	-18.2	-27.9	岡山県	-14.3	-22.3
青森県	-26.9	-38.0	福井県	-17.8	-26.5	広島県	-16.8	-26.0
岩手県	-24.9	-34.8	山梨県	-16.5	-25.7	山口県	-26.1	-35.7
宮城県	-18	-26	長野県	-19.4	-27.8	徳島県	-23.2	-32.4
秋田県	-31.7	-42.9	岐阜県	-16.4	-25.7	香川県	-20.8	-30.8
山形県	-23.9	-32.3	静岡県	-14.5	-25.4	愛媛県	-23.2	-32.3
福島県	-21.1	-30.5	愛知県	-3.6	-12.5	高知県	-25.1	-33.6
茨城県	-17.6	-29	三重県	-14.3	-22.9	福岡県	-12.1	-21.6
栃木県	-13.5	-24	滋賀県	-2.8	-10.9	佐賀県	-17.8	-26.2
群馬県	-16.1	-25.3	京都府	-14.1	-23.3	長崎県	-24.5	-34.4
埼玉県	-11.3	-24.2	大阪府	-16.3	-27.2	熊本県	-18	-27.2
千葉県	-9.2	-22.6	兵庫県	-14.2	-24.8	大分県	-19.8	-28.3
東京都	0.9	-9.1	奈良県	-22.3	-33.9	宮崎県	-20.9	-31.7
神奈川県	-3	-14.7	和歌山県	-28.8	-38.5	鹿児島県	-20.8	-29.4
新潟県	-22.9	-32.3	鳥取県	-18.5	-25.9	沖縄県	4.4	-2.6
富山県	-20.9	-30.8	島根県	-25.3	-33.1	全国	-13.4	-23.3

資料) 国立社会保障・人口問題研究所(07年5月推計)
 労働力人口は社人研の年齢階級別人口予測から林が推計。

論点Ⅴ：財政調整は最終結果として答えが出るもの



財源保障すべき行政水準は？

標準行政
 ミニマム行政: ミニマムを超える部分には財政力格差の影響が及ぶ。

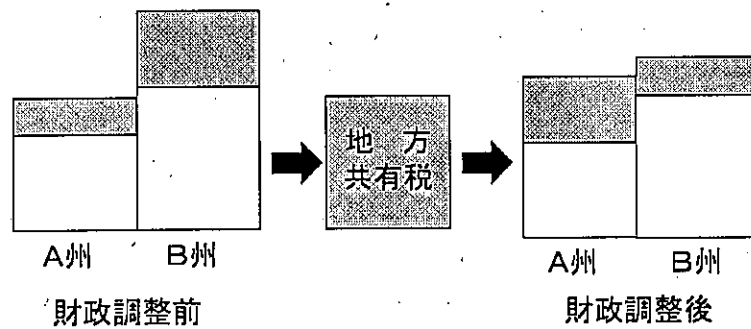
「税収格差のみを是正すべき」という主張は正しいのか？

どの水準で調整(均等化)するかは、結局、行政サービス水準によって決まる。

論点VI: 財政調整(州間、市町村間)はどこが担うべきか?

水平的財政調整制度の導入: 財源は州共有税で

オーストラリアのGST(Goods and Service Tax) 交付金が参考に。



州の代表からなる財政調整委員会で配分を決定

平成 25 年 11 月 18 日

課税自主権と租税競争・租税回避
— 米国州法人税を例として

大阪学院大学 村上 陸

米国の州政府 独自の課税権・・・課税方式・税率・課税ベースが州によって異なる

米国州法人税における州間租税関係

多州間取引を行う法人の各州内での所得をいかに算定するか

法人の所得の発生場所はどこか

どの課税管轄区域が課税権を有するか

複数の課税管轄区域間にいかに課税権を割り当てるか

個別会計方式 定式配賦方式 特定配分方式

全米租税協会 個別会計方式から定式配賦方式への移行を提案

定式配賦方式の統一化

* UDITPA (The Uniform Division of Income for Tax Purposes Act) 1957 年

州間における課税所得の配賦のモデル法 (定式配賦方式の統一化問題を各州の自発的努力を通じて解決をめざす)

事業所得は資産要素、給与要素、売上高要素の 3 要素を均等にウェイト付けして配分することを規定

不統一の場合の弊害 ①コンプライアンス・コストが多額 ②課税ベースの過剰配賦と過少配賦を通じた重複課税、過少課税 ③徴税当局 (租税輸出、自州企業の優遇、企業誘致)・納税者 (タックス・プランニング戦略) 双方に誘因

* 連邦において下院法案で 2 要素方式が主張された 1966 年

州際通商課税特別委員会 (下院) 1965 年

* 多州間租税協定 (The Multistate Tax Compact MTC) 1966 年

州際課税分野における連邦法の成立が州の財政自主権の浸食をもたらすことへの反発から、州レベルで制定 多州間租税委員会の設立

多州間租税委員会が UDITPA の採用を勧告 1994 年 25 州で採用

連邦対州の財政主権を巡る対立は州の自発的な解決という結果となり、課税方法・税法上の解釈は州税務当局に委ねられることとなった。その結果、州の側では、租税競争、納税

者の側では、タックス・プランニング戦略が可能となったとされている。

租税競争 経済停滞に伴う租税競争

① 配賦方式の変更 売上高要素にダブルウェイトをおく方式

州内法人 多くの資産、多額の給与 州内法人の税負担の軽減

州外法人 販売活動が主で、資産や給与は少ない 州外法人に多額の課税

州内に企業立地の誘因 州外法人への差別的課税…近隣窮乏化政策と非難

売上高のみの1要素方式をとる州の増加 例 テキサス州 (MTCは批准)

② スローバック条項の不採用

州内の製造業者に競争上の優位を与える目的

タックス・プランニング戦略 多州間で展開している企業全体の税負担総額の最小化

個別独立会計の場合

* 低収益部門を高税率州に移転

* 州内で稼得された所得をタックスヘイブン州の子会社に付け替える

* 無形資産や株式・債権をタックスヘイブン州の子会社に移転

* タックスヘイブン州の子会社が高税率州の法人に貸し付け、利子を受け取る

定式配賦方式の場合

* 仕向地州で法人税が課されない場合売上高要素のスローバック条項のない州から搬送

* 高税率州から低税率州へ在庫を保管する部門を移す

* 低税率州で、3要素の割合を高める

租税競争と租税回避防止の綱引き

例 ウィスコンシン州は2009年から個別独立会計から合算申告に変更

二重課税・過少課税の排除には統一化が条件

「最も必要とされるのは共通のルールであり、どのルールが選択されるべきかということ
ことは同一のルールを採用すべきということより重要でない」

「統一性が科学的な正確性に勝る」

参考文献

- ・村上 陸 (1990) 「移転価格税制とユニタリー・タックス」 石 弘光編著『グローバル化と財政』 有斐閣。
- ・伊藤公哉 (2011) 「法人所得税の課税管轄権—チャールズ E. マクローア著『歴史の長い影：アメリカ合衆国及び欧州連合の法人所得税に関する主権、租税帰属、立法と司法判断』の紹介と分析」 『横浜国際社会科学研究』 第 16 巻第 1 号。
- ・伊藤公哉 (2012) 「企業グループの連結・合算範囲—アメリカ合衆国の州法人所得税の検討」 法と経済学会 2012 年度全国大会
- ・小泉和重 (1995) 「アメリカ政府間租税関係と州法人税—定式配賦方式を対象に—」 『アドミニストレーション』 第 2 巻 4 号。
- ・税務アップデート | KPMG | US
<http://www.kpmg.com/us/en/industry/japanese-practice/pages/2011-issue4-article5-jp>